

官報

号外
昭和四十九年十二月二十三日

第七十四回 参議院會議錄第五号

昭和四十九年十二月二十三日(月曜日)

午後九時八分開議

○議事日程 第五号

昭和四十九年十二月二十三日

午後三時開議

第一 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
(災害対策特別委員長提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員兼任の件
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員、同予備員、檢察官適格審査会委員、同予備委員、四国地方開発審議会委員、中国地方開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員、首都圏整備審議会委員、豪雪地帯対策審議会委員、離島振興対策審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、台風常襲地帯対策審議会委員及び鉄道建設審議会委員の選挙
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)
- 一、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)
- 一、昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)
- 一、日程第一
- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議錄第五号

改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。この際、おはかりいたします。

二木謙吾君から裁判官弾劾裁判所裁判員を、内藤三郎君から裁判官訴追委員を、片山正英君、原文兵衛君、中西一郎君から同予備員を、それぞれ辞任したいとの申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) つぎましては、この際、裁判官弾劾裁判所裁判員一名、

裁判官訴追委員二名、同予備員三名、

檢察官適格審査会委員、同予備委員、

四国地方開発審議会委員、

中国地方開発審議会委員、

北陸地方開発審議会委員、

首都圏整備審議会委員、

豪雪地帯対策審議会委員、

離島振興対策審議会委員、

国土開発幹線自動車道建設審議会委員各一名、

台風常襲地帯対策審議会委員二名、

鉄道建設審議会委員一名の選挙を行ないます。

○細川謙照君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することとし、また、裁判官訴追委員予備員の職務を行なう順位は、これを議長に一任することの動議を提出いたします。

○森勝治君 私は、ただいまの細川君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 細川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に町村金五君を、

裁判官訴追委員に金井元彦君、宮崎正雄君を、同予備員に、第一順位として岩男順一君、第二順位として亀井久興君、第三順位として坂野重信君を、

檢察官適格審査会委員に永野龍雄君を、同予備委員に栗野章君を、

北陸地方開発審議会委員に橋直治君を、

首都圏整備審議会委員に菅野儀作君を、

豪雪地帯対策審議会委員に巨四郎君を、

離島振興対策審議会委員に中村植二君を、

国土開発幹線自動車道建設審議会委員に石破二郎君を、

台風常襲地帯対策審議会委員に稲嶺一郎君、林道君を、

鉄道建設審議会委員に堀見俊二君をそれぞれ指名いたします。

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任命に関する件についておはかりいたします。

内閣から、原子力委員会委員に井上五郎君を、

国家公安委員会委員に今井久君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に加藤光徳君、近藤功君、鈴木一男君、中西彦二郎君、本庄務君、村中俊明君を、

運輸審議会委員に白井勇君、宮崎清文君を、

労働保険審査会委員に高橋展子君を、

任命したことについて、本院の承認を、

また、人事官に藤井貞夫君を、

公正取引委員会委員に青山春樹君を、

中央更生保護審査会委員に武田喜代子君を、

公安審査委員会委員に我妻源二郎君、田上穰治君を、

社会保険審査会委員長に河野鎮雄君を、

電波監理審議会委員に石川敬雄君を、

任命することについて、本院の同意を求めています。

まず原子力委員会委員、国家公安委員会委員、運輸審議会委員、人事官、公正取引委員会委員、公安審査委員会委員、電波監理審議会委員及び公害健康被害補償不服審査会委員のうち、中西彦二郎君、本庄務君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意または承認

昭和四十九年十二月二十三日 参議院会議録第五号 議事日程追加の件 昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件

することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意または承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、労働保険審査会委員、中央更生保護審査会委員、社会保険審査会委員長の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意または承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもっていずれも同意または承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、公害健康被害補償不服審査会委員のうち、加藤光徳君、近藤功君、鈴木一男君、村中俊明君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれを承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長大谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十九年度一般会計補正予算(第1号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第1号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

〔大谷藤之助君登壇、拍手〕

○大谷藤之助君 ただいま議題となりました昭和四十九年度補正予算三案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告の完全実施、災害復旧事業、地方交付税交付金の追加等、今日の状況下において真にやむを得ない経費に限って計上されたものでありまして、一般会計予算の補正規模は二兆九百八十七億円であります。また、二十三の特別会計、六つの政府関係機関についても所要の予算補正が行なわれております。

委員会におきましては、十二月十八日に大平大蔵大臣から提案理由説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、一昨日及び本日の二日間におたりまして、三木内閣総理大臣以下関係各大臣に對して質疑を行ないました。

以下、委員会の質疑のうち、政治姿勢及び財政経済に関する事項を中心として、その要旨を御報告申し上げます。

まず、政治姿勢の問題につきまして、三木内閣の清濁政治とは具体的にどういうものか。世論調査によれば、政治に対する国民の信頼感は落ちているが、回復策について総理はどう考えているか。国民の信頼回復のために避けて通れない問題として田中前総理の金脈問題があるが、行政府の守秘義務をたてに国会の資料提出の要求に応じないのは国政調査権の干犯ではないか。国政調査権と守秘義務との関係についてどう考えているか。政治資金規正法の改正は抜本的なものを出すべきものと思うが、後退するようなことはないか、などの質疑がありました。

これに對し、三木内閣総理大臣及び関係各大臣より、三木内閣の清濁政治というのは、現在の政治に對する不信任には金にまつわる問題が多いので、これをなくそうというものであり、具体的に、総裁選挙のあり方、政治資金の集め方、使い方及び金のかかる選挙について改革を加えたいというものである。政治に對する国民の信頼を取り戻す道は、国民とともに歩む政治が基本と考えている。田中前総理の金脈問題については、現在の法体制のもとでなし得る調査はやっており、それでも解明できないことはないと考えている。国会

の国政調査権と行政府の守秘義務との関係については、政府統一見解の示すとおり、どちらが優先するという問題ではなく、両者によって得られる公益の比較衡量の問題であり、個々の事案について判断するべきものと考えている。政府としては、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考える。また、政治資金規正法の改正については変節するようなことは絶対ない、との答弁がありました。

次に、今後の経済見通し及びこれに對処する経済政策のあり方につきまして、高度成長から安定成長へ転換を必要とする根拠は何か。経済政策を転換した場合、これまでの経済社会基本計画、新全総等は抜本的な見直しが必要となるが、新しい計画が発足するまでの経済運営はどういう方針で行なうのか。また、五十年年度予算は何をよりどころに編成するのか。低成長下で福祉を達成しようとするれば財源の調達手段が問題となるが、列島改造関係予算の中止、租税特別措置の整理、四次防の修正等が必要ではないか、などの質疑がありました。

これに對し、関係各大臣より、高度成長はそれなりの役割りを果たしたが、資源や環境等に制約が生じておる今日の状況下においては、高度成長をささえてきた条件は失われている。国民が今日望んでいるのは量的な成長より質的な成長であり、この場合成長率はこれまでより低くなるが、これによって期待できることは、物価や国際収支、公害問題等が解決され、国民生活は乏しさを憂えず、ひとしからざるを憂えるという方向になるというところだ。したがって、高度成長を前提としてつくられた経済社会基本計画などは抜本的に見直しが必要になるが、新しい計画の発足は五十年年度からなる。五十年年度の経済運営については、新しい計画への移行場ともいう時期に当たるので、体調を整えるためにも、大体実質成長率四％ぐらいを目途に、物価の安定と社会的公正

の是正を基本に運営したい。また、五十年年度予算は物価対策を主軸にして編成することになるので、インフレ弱者救済を中心に節度あるつましい予算にしたいと考えている。低成長経済のもとにおいては財源の調達は困難になるので、その確保には租税、社会保険料を含め一段とくふうを要するが、本四架橋、新幹線網等は総需要抑制の見地から着工を一部延期せざるを得ない。防衛費も同様その例外ではないが、四次防については軽々に変えるつもりはない、との答弁がありました。

最後に、当面の物価及び不況対策の問題につきまして、年度末の消費者物価を年間上昇率にして一五%にとどめるといふ目標とその対策並びに今後の物価の見通しについてどう考えているか。政府や財界は、消費者物価を抑えるには賃金を抑える必要があるという考えのようであるが、賃金は労使で定めるべきもので、これを頭から抑えるのは間違っている。独禁法の改正に対する政府の考え方は公取試案より後退したものと考えているのではない。公共料金については、来年度軒並みに引き上げられようとしているが、なぜ押えられないのか。また、長期の引き締めで中小企業等は深刻な状況にあるが、総需要抑制は今後も続けるつもりか。繊維不況の原因は東南アジアや韓国からの繊維品の輸入急増にあるが、二国間協定を結ぶ考えはないか、などの質疑がありました。

これに対し政府側より、年度末の消費者物価を一五%にとどめるといふ目標については何として実現したい考えであり、そのための対策として年末年始のきめこまかい個別物資対策を進めるほか、公共料金の年度内凍結の措置をきめている。今後の物価見通しについては、来年度は年間上昇率を一けた台に、五十一年度は預金金利より低い上昇率に持っていきたいと考えている。賃金の決定について政府が介入する考えは全く持っていないが、賃金と物価との関係については、低成長下の経済においては、賃金が生産性を上回って上昇すれば物価にはね返るので、賃金と物価の悪循環

が定着したら日本国はおしまいだということも理解願いたい。独禁法の改正については、自由経済を守るためにはルールが必要で、そのためには公正な競争の確保が必要というのが基本の考え方であり、各方面の意見を十分聞いて提案する。公共料金については、公共企業体の財政状況から見れば押えることはむずかしいが、物価を一けた台に持っていくという容易ならぬ状況にかんがみ白紙で検討しようということであり、同時にまた、これを押えた場合の財源を公債等でまかなうようなことになっては、今のインフレ対策にならない点もお考え願いたい。総需要抑制策については、物価がまだ安心できる状況にないので、ゆるめる考えはないが、中小企業や弱い立場にある人々に対してはきめこまかく対処する。繊維の輸入については、二国間協定を結ぶ考えはない、との答弁がありました。

このほか質疑は、石油外交政策、人口問題、教育問題、地方財政、社会保障、福祉対策、公害、交通対策、エネルギーの消費節約、食糧自給率、同和対策、婦人問題等々広範にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して宮之原委員が反対、自由民主党を代表して岩動委員が賛成、公明党を代表して矢追委員が反対、日本共産党を代表して岩間委員が反対、民社党を代表して木島委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、可否同数となりましたので、国会法第五十条後段の規定により、委員長は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長(河野三三三) 三案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。森中守義君。

〔森中守義君登壇、拍手〕

○森中守義君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま提案されました昭和四十九年度補正予算三案に対し、反対の討論を行なうものであります。わが国の経済は、いまや深刻なインフレと不況の二重の困難なデッドロックに悩みながら、勤労者には物価の高騰と失業、中小零細企業者には倒産と経営不振というきびしい年の瀬となっているのであります。

インフレの害悪は、実質賃金と消費を切り下げ、勤労者の生活を圧迫し、零細な預貯金を目減りさせただけではなく、年金生活者や生活保護、障害、母子世帯、これら弱い立場の人々の生活の方途を奪ってしまったことであります。しかも、持続する狂騰インフレは、他方では、土地や株など資産を持つている大法人や資産家に膨大なインフレ利得をもたらし、とりわけ地価の高騰と相まって、資産と所得の激しい不公平、不公平を生み、大法人や資産所得者に不労利得を与え、まさに強者勝ちの世相をつくり出しているものであります。

その上、インフレを抑えるという理由でとられたいわゆる総需要抑制策も、物価を引き下げるどころか、結局は昨年来の大企業、大商社を中心とした便乗値上げを促進し、高値安定による新価格体系を形成し、カルテルを合法化する手段と化しているものであります。これによって石油、鉄鋼、電力などの高値引き上げを認める一方では、相次ぐ公共料金の値上げによって財政負担を国民負担にすりかえながら、もっぱら弱い者いじめの総需要抑制策を続けてまいりました。

こうしたやり方は、明らかに狂騰インフレと不況の犠牲を勤労国民や社会的弱者にしわ寄せ、中小零細企業者に転嫁しようとする悪質なやり方だと言わなければなりません。

さらに、重大なことは、大企業本位の経済、財政構造を背景として、インフレの被害は、地域住民の福祉の接点であり、日常生活に密着した行政を担当している地方自治体の財政を破綻させ、きわめて貧困な財政構造に加えて、インフレのし

わ寄せを全身に受けさせ、かつてない危機に直面させているというものであります。

このような情勢を背景として、今回の補正予算は、何よりもインフレ被害者を救済し、不況の打開、地方財政の危機を突破して、社会的、経済的不公平、不公平の是正につとめることを最重点課題に据えるべきであるにもかかわらず、予算の実態は、このような基本的認識に欠け、従来の硬直化した財政に何ら意欲的な修正を加えることもなく、前内閣の編成した補正予算案をそのまま提出をし、国民生活と中小零細事業者の犠牲の上に、この難局をくぐり抜けようとするのは、新内閣の意欲とその責任を全く疑わしめるものであり、まことに遺憾のきわみであります。

以下、反対の理由を五点到要約して申し上げます。

第一の理由は、インフレ、物価狂騰のもとで苦しんでいる弱者救済が全く放置されていることとあります。老齢福祉年金受給者は、この年の瀬を迎え、やっと一カ月七千五百円の年金を受けるようになり、昨年来の物価値上がりによって実質価値を著しく低下せられております。失対賃金に対する措置も皆無にひたしい状況であります。しかも、不況のあらはし、失対事業を縮小させ、中小零細事業者、出かせぎ農民などの仕事を奪う事態をももたらしております。総需要抑制のしわ寄せは経済的、社会的弱者に集中している実情が全く放置されていることはきわめて重大であると言わなければなりません。

第二の反対の理由は、勤労者の税負担の軽減が全く配慮されていないこととあります。インフレは勤労者の実質所得を低下させただけでなく、名目賃金の上昇によって、なしくずしに増税となり、二兆円減税の効果も完全に失なわれ、物価調整どころか、実質増税となつていのであります。現に、三三%の賃上げもインフレによって食い取られ、増税の追い打ちを受け、実質減になつております。九月の総理府家計調査によっても、

税金等を支払った残りの可処分所得は、対前年同月比二・七％増となつていますが、消費者物価が二・八％上がつてゐるため、実質〇・一％減少となつております。勤労者には重税、金持ちは天国というわが国税制の不正、不公平を是正するためにも、せめて年内三万円の緊急調整減税を行なうべきであるとして、四野党共同して法律案を提出してゐるところであります。この要求に耳をかさず、また取るべき税を取らないで、いたずらに減税のインフレ効果を云々するがごときは、まさに本末転倒の詭弁であると言わなければなりません。

第三の反対の理由は、地方財政危機対策がきつめて不十分なことであり、中央集権的な財政支配に加えて、国の責任が十分果たさうとしてゐないこととあります。地方財政は三割自治に加え、インフレの中で予算を食われ、事業量の確保すら困難となり、無責任な国の財政負担は、一兆円に及ぶ超過負担を累積させてゐるのであります。地方財源を充実し、超過負担の完全解消を求める声は、摂津市をはじめ、国を提訴するまでに怒りが高まつてまいりました。政府は、その責任すら放棄し、今回の補正においても、一部建築単価の補正程度で表面を糊塗し、来年度財源の先食いというこそこな手段を弄して場当たりな対応しか示してゐないことは、地方財政を全く軽視するものであり、政府の責任を放棄する無責任きわまりない態度と言わなければなりません。これまで地方財政の国への強制借上げ、起債の不当な抑制など、地方財政を圧迫しながら自主財源の充実が完全に放置されてまいりました。こうした態度は国民福祉に対する政府の取り組みがいかに偽りであるかを物語るものであります。

反対の第四の理由は、不況に苦しむ中小零細企業に対する措置が十分行なわれていないこととあります。不況のあらしの中で中小零細企業は倒産を激増させ、かつてない首切り、レイオフ等の事態を生んでおります。倒産は十一月で一千百件をこえ、今年一年間で一万五千件に達する見込みだと報ぜられております。政府の財政投融資資金七千億円のワクの拡大もこのような過小零細企業者には何の関係もない施策であります。生業資金を含め、総需要抑制政策の犠牲に苦しむこれらの層が、現に金が借りられるような手厚い措置をとることなしに、中小零細企業者にあたにかい措置とは言えないのであります。

反対の第五の理由は、今日、財政が完全に硬直化し、インフレ抑制のための効率的な運用は全く期待できない危険な状態にあります。財政構造の根本転換を行なわず、大型産業基盤投資や平和に挑戦をする防衛費の乱費を削減、縮小することなく、いたずらに資金や福祉を圧迫し、公共料金の値上げ政策を続けることは、財政破綻への道をひた走り続けるものであります。補正予算といえども、財政構造の転換に真剣に取り組むことが必要であり、また可能であります。

以上の立場から、インフレ、物価高騰の責任を回避し、その犠牲を国民に押しつけ、勤労国民と農民、中小零細事業者、社会的弱者に破滅的な打撃を与えようとしている政府補正予算をとうてい容認できません。

また、参議院予算委員会におけるわが党の小谷議員の金権政治問題の追及に対しても、当然優位であるべき国政調査権を認めようともせず、国民の疑惑の焦点になつてゐる信濃川河川敷や鳥屋野潟湖埋め立て事業など、権力を悪用した土木事業等について、あやまちを認め正しい解決策をとらうともせず、依然として政治姿勢を転換してゐないのであります。

以上の観点から、補正予算には遺憾ながら反対であり、すでに衆議院段階でも提起し、本院の審

議においても明らかにいたしました方向で根本的に組み直しを行ない、組みかえらるべきだということを最後に申し上げまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) 柳田桃太郎君。

〔柳田桃太郎君登壇、拍手〕

○柳田桃太郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつた昭和四十九年度一般会計補正予算外二件に対し、賛成の討論を行なうものであります。(拍手)

今日のおが国経済は、目まぐるしい世界経済環境の中で、かつてないきびしい試練に直面いたしております。戦後三十年、国民の英知と努力によつて、世界に例を見ない高い経済の成長を遂げ、国民生活水準の向上と国際社会における重要な地位を築き上げましたが、昨年度の石油危機を契機として、世界的な規模で進行するインフレのもとで、景気の後退と不況の増大による各国の国際収支の不均衡の発生という世界経済の新しい環境の激変は、資源の乏しいわが国にとって、他の先進工業諸国に比較して特に深刻であり、今後の財政金融にいかに対処していくか、きわめて困難な時期を迎えております。

こうした国際的な経済情勢の中にあつて、今日、わが国経済に求められるものは、まず物価を安定し、国際収支の均衡をはかり、国際協調を確立し、従来の高度成長経済から安定成長経済へ転換することでありまして、いまこそ将来の展望を踏まえた対策が必要であります。

過去一年を回顧いたしますと、政府の財政、金融両面にわたるきびしい総需要抑制政策や国民生活安定のための各種立法措置等により、今春以降物価の騰勢は鈍化し、最近ようやく卸売り物価、消費者物価とも安定化の方向に向かい、明るいきざしが見られますことは、政府の物価政策の成果であると同時に、国民各位の御協力によるものと存じます。

しかしながら、石油をはじめとする燃料、原料、食糧、飼料などの主要部分を輸入に依存しなければならぬわが国にとって、いままでの、外貨さえあれば無制限に資源が買える時代は過ぎ去り、量的制約と資源の高騰という資源有限時代になつてゐるにもかかわらず、なお依然として根強いインフレマインドや春闘に向かつての賃金動向などを予測いたしますときに、物資の節約と物価の安定は現下の最大急務となつております。

政府においては、以上申し述べましたきびしい国際環境の激変に対処した国内経済体制をとるため、さきに経済対策閣僚会議を設置して、財政金融政策をはじめ、流通、輸送、独禁法、公共料金などについて総合的な対策を展開されんとしておりますことは、一応新内閣のなみなみならぬ決意がうかがえますが、さらに一段の努力を期待するものであります。

以下、今回提案されております補正予算について、三つ陳れてみたいと思ひます。

第一は、補正の規模についてであります。今回の補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づいて緊急にやむを得ない事項に限って補正措置がとられたものであります。

歳出の主要項目は、国家公務員の給与改善費、食糧管理特別会計への繰り入れ、地方交付税交付金、災害復旧事業費、建築単価の改定措置、福祉年金等改善実施日の繰り上げによる経費等でありまして、既定の法律、施策に基づき、今日の状況下において真にやむを得ないものであります。補正規模の総額が二兆九百八十七億円の大型に達していることにより、現在とおつておる総需要の抑制策が年末から来年にかけて消費にはね返りインフレの助長にならぬかとの御意見があるようでありまして、歳出項目は必要最小限で、中身も人件費、資材費など過去の上昇分を精算するものがほとんどでありまして、新規に直接需要を誘発する投資的経費は、災害復旧事業費の八百五十五億円だけであります。これらの点を見ますと、一般的

なお、世界の穀物輸入国のわが国にとって食糧の確保はきわめて重要でありまして、米をはじめとし、国内生産可能なものは極力国内でまかなない、自給度を高める必要があります。そういう意味で、食糧特別会計への繰り入れは、国民食糧の確保と農家経営の安定のため適切なる措置であります。

日本の政治史上に汚点を残し、この一政権が退陣を余儀なくされたのでございますが、この金脈問題と並んで国民が熱望している問題は、インフレ抑制であります。

すなわち、今国会提出の補正予算案に対する第一

るのか理解できません。

また、老齢福祉年金の受給者は、このインフレの下に一月七千五百円の年金額しか支給されない。一日わずか二百五十円です。母子、準母子の福祉年金は月に九千八百円、一日三百二十六円で

ならば、それはあまりに現下の不況を甘く見過ぎていると言わざるを得ません。

第四の反対理由は、地方財政の危機対策が不十分なことです。政府の誤れる政策運営によって今年度の地方財政は危機に直面し、今年度の補正は

もちろん、来年度予算も組めないというのが自治体関係者の訴えです。その中でも、超過負担の累積額は七、八千億円から一兆円にもなるといわれており、その解消を怠った政府は訴訟を起こされ被告の汚名を着せられたのに、本補正ではわずかに建築単価の若干の手直しで糊塗しておるのであります。

さらに、今年度の国の予算の伸び率を二〇%以下に抑え、一九・七%にする見せかけの抑制予算をつくるテクニクとして、地方交付税千九百七十九億円を国が召し上げた上、本補正では二千六百九十億円という、本来なら五十年後の地方交付税となるべき分を先食いするという政府の御都合主義によって地方財政を操作している姿勢は許されません。

第五の反対理由は、減税を年度内に行なわなかったこととあります。今回の補正予算で政府は一兆六千二百億円という巨額な税の自然増収を歳入に計上しておりますが、それ以上の膨大な自然増収が見込まれ、インフレと物価高という生活苦に加えて、税金の取られ過ぎという形で勤労大衆の生活は二重三重の苦しみ味わわれることになりました。一体政府は、本年度予算成立の際、二兆円減税を仁徳以来の善政だなどと誇大宣伝をいたしました。今回の税の取り過ぎを国民に返さないことにより、減税公約をみずから踏みにじっております。インフレによる生活難から納税者を救うために自然増収を国民に還元することは政府の責務ではありませんか。わが党は、年度内減税を強く要求しております。

よって、国民の生活を破壊するインフレ、物価高に對して無策であり、また、国民の福祉を十分に考慮せず、全く犠牲を国民に転嫁し、社会的に公正と不平等を拡大し、国民生活を破壊させる政府提案の補正予算案に強く反対をいたすものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 立木洋君。

〔立木洋君登壇、拍手〕

○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、昭和四十九年度補正予算三案に對し、反対討論を行ないます。

反対の第一の理由は、本補正予算が、金脈政治で世論の糾弾を浴び、退陣を余儀なくされた田中内閣のもとで編成された経費の支出に限られ、今日の物価高、インフレと不況に悩む国民の切実な声にこたえる新施策が全くない点であります。

第二の理由は、軍国主義復活強化をはかる軍事費、陸上自衛隊の運営費四十四億円、さらに四次防に含まれる艦船の建造費の継続費総額で百七十億円以上もふやしているものとなっている点であります。

第三の理由は、前田中内閣の列島改造を依然として継続し、大企業奉仕の公共投資を改めないこととあります。

このように、本補正予算は、田中内閣の反国民的政策をそのまま受け継いだものになっているのであります。

今日、わが国の経済は、インフレと不況の同時進行という未曾有の危機的状態にあり、国民の暮らしは、この二重の打撃のために、物価高、急増する失業と倒産など、きわめて深刻になっております。この中で国民は大きな不安と激しい憤りを覚えているのであります。

しかるに、一方、大企業はこの不況下の九月期決算で、狂乱物価で空前のもうけをあげた三月決算よりもさらに利益を一五%もふやしているのがあります。こうしたことは、新価格体系を口実として大企業の製品価格の値上げを認める大企業優先政治の結果であり、経済危機の犠牲を国民に転嫁することによって事態を一そう深刻にしてきたことを示すものであります。国民のきびしい糾弾によって退陣を余儀なくされた田中内閣の重大な失政として、インフレ、不況、物価急上昇があったことは言うまでもありません。こうして登場し

た三木内閣が、補正予算の編成にあたって政府の責任の重大さを認識するのであるならば、インフレ、不況から国民生活と経営を守る緊急措置をとるべきことは最低限の当然の責務であり、また、このことは国民の緊急、切実な要求であります。

しかるに、三木内閣は、高度成長政策の転換、社会的に公正の是正、恵まれない人々への救済などを口にしたがらも、道理のある国民の要求を無視し、今国会の審議においては、三木総理自身のかつての公言をも後退させ、高度成長をささえてきた大企業優先の財政の骨格を本補正予算案においても温存し続けていることは、大企業本位、国民無視、対米従属の政策に基づくものであり、いまやその誤りは明らかであります。

しかも、政府は本国会での審議においても、国民の求めている金脈問題の糾弾に對して消極的な態度に終始し、外交問題についても、従来の政策を不変、不動のものとして日米安保条約を堅持する態度をとり、社会的に公正の是正についても実のある施策を示していないのであります。

日本共産党は、すでに破綻の明らかとなった歴代自民党政府の政策を根本的に改めることを要求するとともに、四十九年度補正予算においては、少なくとも国民生活を防衛し、危機打開すべき次の緊急措置を新たに盛り込むことを重ねて要求するものであります。

第一に、インフレから社会保障、福祉を守る緊急対策を講ずることとあります。

今日、インフレ、不況によって負わされている犠牲は、とりわけ生活保護世帯、身体障害者、老人、母子家庭、失対就労者に対し耐えがたいまでに集中しているのがあります。この緊急事態を解決するためには、老齢福祉年金を直ちに月額二万円にし、各種年金もこれに引上げて引き上げることに、また、生活保護費と社会福祉施設の措置費を五割引き上げ、低所得者に三万円以上の年末一時金を支給すべきであります。

第二に、今日、不況のもとで失業防止と失業対策の強化は緊急を要するものであります。百万人にもなる失業者、この方々に仕事を保障し、失対賃金を五割引き上げ、失対事業などの拡大をはかるべきであり、また、不況に便乗した労働者の首切りを許さない措置をとるべきであります。

第三に、中小零細企業の危機打開の緊急措置をとることとあります。本年一万二千件をこえる企業倒産など中小零細企業は重大な事態にありま

す。中小企業に對し、官公需の五割以上を発注し、融資ワクを下げ、金利引き下げ、貸し付け条件の改善を行なうことを要求いたします。

第四に、農業経営を守る緊急措置をとることとあります。そのために、農家に對する制度融資の償還期限を延期し、牛肉を畜産物価格安定法の指定食肉とするなど、各種措置を緊急にとり、農業経営の安定をはかることを強く要求するものであります。

第五に、地方財政の深刻な危機を打開する緊急措置をとることとあります。来年度分の交付税を先食いするだけの措置では解決にならないばかりか、一そう地方財政が窮乏するのは明白であります。何としても、さしあたり地方自治体に緊急財政交付金一兆円を交付すべきであります。

第六に、勤労者に對し四十九年分の所得税額から三万円の税額の控除による年内緊急減税を実施すべきであります。

第七に、教育、研究補助費について私立大学に對する補助をさらに三百億円以上ふやし、教官等積算校費を三割ふやすべきであります。

これら緊急措置に對する財源は、第一に大企業に對し臨時資産税を課すこと、第二に不要不急の四次防や列島改造などの経費を削減し、第三に財政投資の一部をこれに充てることなどの財源措置によって、わが党の主張する要求は、政府がやる意思さえあるならば、幾らでも直ちに実現可能なものであります。

今日、大企業優先を根本的に改め、列島改造、

四次防など不要不急の歳出を大幅に削減し、国民生活優先、生活基盤拡充の具体的措置を実行することこそ、今日、インフレ、不況のもとで不当に苦しめられている国民の真に求めている道であります。私は重ねてわが党の道理にかなった施策を政府が緊急に実施することを強く要求するものであります。

以上、私は日本共産党の態度を表明し、政府原案に反対する理由を述べて討論を終わります。
(拍手)

○議長(河野謙三君) 柄谷道一君。

〔柄谷道一君登壇、拍手〕

○柄谷道一君 私は、民社党を代表して、ただいま議題になっております政府提出の昭和四十九年度一般会計補正予算案、特別会計補正予算案及び政府関係機関補正予算案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。

まず、政府三案に反対する第一の理由は、わが国を取り巻く内外の経済的、社会的な情勢からして、もはや従来のような超高度の経済成長が不可能であったにもかかわらず、ひたすらそれを追い求め、ついには金権、汚濁の政治で退陣せざるを得なかった田中内閣時代の案を今回三木内閣がそのまま提出してきたという、三木新内閣の無定見な方針に対してであります。

およそ内閣の交代にあつて最も求められるものは、これまでの政治を一新し、国民の輿望にこたえる最善の姿勢を示すことにあると思うのであります。三木内閣のいわば初仕事とも言うべき予算の補正が、国民の糾弾を受けて退陣した田中内閣の遺産をそのまま踏襲するといふのであつては、「グリーンな三木内閣」とは全く相反するものと言わなければなりません。国民が三木内閣に強く求めているものは、これまでの政治の情性ではなく、新たな政治の出発であることを深く認識し、総理はじめ三木内閣全体が強く反省されんことを求めてやみません。

反対の第二の理由は、福祉と社会的公正に対する対策で不徹底についてであります。

今日のような激しいインフレ下にあつては、その最大の犠牲者とも言ふべき年金生活者、特に福祉年金受給者への対策、生活保護世帯への対策、交通遺児や母子家庭、さらには、各種社会福祉施設への対策等に国が特段の配慮を講じなければならぬことは当然であります。三木総理の政治的信条の一つには、社会的公正の実現が織り込まれていて伺いますし、また、過日の所信表明演説においても社会的、経済的に弱い立場の人々の生活安定を主張されたところであります。しかるに、福祉年金を例にとるならば、月額五千円から七千五百円へと、既定のベース変更を一カ月繰り上げた措置にしかすぎません。これでは決してお年寄りの方々の期待にこたえたものとは言ひ得ないのであります。この年金支給を受ける老人の切なる願いは、せめて生活費の半分でもよいからというところであります。これらの老人の切望にこたえるため、月額二万円の福祉年金の実現と、生活保護、身障者、母子、交通遺児、そして社会福祉施設への措置費等を大幅に引き上げることが、現実の財政のワクの中で十分可能であると考えます。

次に、政府案では、中位以下の勤労者所得に対し、インフレ、物価急騰に対応する減税が全く配慮されていない点であります。

インフレが債務者利益を不当に高め、勤労の価値を不当に低下させるという分配の不正をもたらし、これは国民の誰もが知っている厳然たる事実であります。何ゆゑに三木内閣はこの事実を等閑視するのでありましょうか。勤労国民の切なる願いは、年末を控え、はたまた四月からの子弟の入学に備え、一万円でも二万円でもよいから税金を軽くしてほしいというところにあります。この願いをかなえるためには、この際、四人家族で年収三百万円以下の層に対し、年度内三万円の税額控除を断行すべきであります。

次に私は、教育における私立学校の果たしている役割りの大なるに比し、その財政が破綻の危機に直面している現実を取り上げなければなりません。もちろん、わが民社党としては、日本民族の経てきた歴史を顧みると同時に、日本人たるの誇りと国際性の調和を求め、それに対応する教育改革に国民合意を形成せんとする基本政策を掲げ、それを世に問うていくところであります。少なくとも今日の段階では、私立学校の健全なる発展をいかに確保するか、ここに重点を置かなければなりません。しかるに政府は、今回の補正において七十二億円足らずしか計上せず、また国立大学等の研究費増額等に配慮を欠くことは、教育の現状に対する政府の認識を疑わざるを得ないのであります。

以上申し上げました理由により、私は政府補正予算三案に反対するものであります。
討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。
表決は記名投票をもつて行ないます。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十六票
白色票 二百二十八票
青色票 百十八票
よつて、三案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

平井 卓志君	林 道君	百二十八名
寺下 岩蔵君	中西 一郎君	
寺本 広作君	林田悠紀夫君	
山本茂一郎君	園田 清充君	
前田佳都男君	木内 四郎君	
最上 進君	望月 邦夫君	
森下 泰君	梶木 又三君	
岩上 妙子君	宮田 輝君	
藤川 一秋君	福岡日出麿君	
鳩山威一郎君	秦野 章君	
安孫子藤吉君	青井 政美君	
有田 一寿君	井上 吉夫君	
石破 二郎君	糸山英太郎君	
中村 登美君	吉田 実君	
松岡 克由君	藤井 丙午君	
中村 禎二君	高橋 邦雄君	
竹内 藤男君	松垣徳太郎君	
石本 茂君	菅野 儀作君	
上田 稔君	長田 裕二君	
久次米健太郎君	小林 国司君	
中山 太郎君	宮崎 正雄君	
久保田藤磨君	山内 一郎君	
内藤登三郎君	玉置 和郎君	
高橋雄之助君	岩動 道行君	
西村 尚治君	鍋島 直昭君	
新谷寅三郎君	上原 正吉君	
青木 一男君	迫水 久常君	
小川 半次君	徳永 正利君	
八木 一郎君	神田 博君	

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号

昭和四十九年度一般會計補正予算(第1号)外二件 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

八六

丸茂 重貞君	塩見 俊二君	佐藤 信二君	岩本 政一君
志村 愛子君	片山 正英君	今泉 正二君	稲嶺 一郎君
柴立 芳文君	嶋崎 均君	初村 滝一郎君	山崎 竜男君
柳辺 四郎君	夏目 忠雄君	矢野 登君	町村 金五君
永野 嚴雄君	中村 太郎君	加藤 武徳君	二木 謙吾君
戸塚 進也君	高橋 譽富君	植木 光教君	木村 睦男君
山東 昭子君	岩男 顯一君	熊谷 太三郎君	源田 実君
遠藤 要君	大島 友治君		
大鷹 淑子君	岡田 広君		
上藤 勝久君	細川 護熙君		
斎藤 十朗君	古賀 雷四郎君		
黒住 忠行君	川野 辺 静君		
河本 嘉久蔵君	金井 元彦君		
柳田 桃太郎君	土屋 義彦君		
安田 隆明君	原 文兵衛君		
鈴木 省吾君	世耕 政隆君		
高田 浩通君	増田 盛君		
山崎 五郎君	江藤 智君		
藤田 正明君	佐藤 隆君		
楠 正俊君	大森 久司君		
岡本 悟君	平泉 渉君		
楠 直治君	安井 謙君		
初木 亨弘君	吉武 恵市君		
増原 恵吉君	鹿島 俊雄君		
大谷 藤之助君	小笠 公嗣君		
亘 四郎君	温水 三郎君		
橋本 繁蔵君	坂野 重信君		
斎藤 栄三郎君	亀井 久興君		

反対者(青色票)氏名

百十八名

太田 淳夫君	矢原 秀男君	福間 知之君	矢田部 理君
野末 陳平君	喜屋武 眞榮君	案納 勝君	久保 亘君
下村 泰君	相沢 武彦君	青木 新次君	野田 哲君
塩出 啓典君	青島 幸男君	対馬 孝且君	秦 豊君
市川 房枝君	柄谷 道一君	浜本 万三君	赤橋 操君
内田 善利君	峯山 昭範君	大塚 喬君	小山 一平君
桑名 義治君	上林 繁次郎君	片岡 勝治君	田 英夫君
阿部 憲一君	三木 忠雄君	宮之原 貞光君	鈴木 美枝子君
藤原 房雄君	和田 春生君	神沢 浄君	安永 英雄君
栗林 卓司君	黒柳 明君	竹田 四郎君	前川 旦君
矢追 秀彦君	原田 立君	戸田 菊雄君	山崎 昇君
田代 富士男君	木島 則夫君	杉山 善太郎君	野口 忠夫君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君	栗原 俊夫君	西ヶ久保 重光君
柏原 ヤス君	中村 利次君	森 勝治君	羽生 三七君
田淵 哲也君	二宮 文造君	戸叶 武君	小柳 勇君
白木 義一郎君	小平 芳平君	阿具根 登君	中村 波男君
多田 省吾君	中尾 辰義君	松永 忠二君	森下 昭司君
中沢 伊登子君	向井 長年君	近藤 忠孝君	山中 郁子君
		粕谷 照美君	片山 甚市君
		目黒 今朝次郎君	橋本 敦君
		安武 洋子君	内藤 功君
		寺田 熊雄君	須原 昭二君
		佐々木 静子君	辻 一彦君
		小巻 敏雄君	神谷 信之助君
		小谷 守君	工藤 良平君
		上田 哲君	和田 静夫君
		松本 英一君	小笠原 貞子君

○議長(河野謙三君) 日程第一 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。災害対策特別委員長中村英男君。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十九年十二月二十一日

提出者

災害対策特別委員長 中村 英男
参議院議長 河野 謙三殿

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付
けに関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に
関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部
を次のように改正する。

第三条第三項中「五十万円」を「百万円を超えな
い範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の
状況を勘案して政令で定める額」に改める。

第八条第二項中「五十万円をこえない範囲内で」
を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、おおよそ十三億
四千八百万円の見込みである。

〔中村英男君登壇、拍手〕

○中村英男君 たいま議題となりました災害弔
慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法
律の一部を改正する法律案について、その提案理

由及び要旨を説明申し上げます。

わが国は、地理的、気象的悪条件に災いされ、
年々おびただしい自然災害をこうむり、たつとい
人命と貴重な財産が失われております。特に近年
は局地的な集中豪雨による山くずれ、がけくずれ
など、激甚な災害が急激に増加しておる傾向にあ
ります。これらの災害により被害をこうむった各
個人に対する救済措置として、去る第七十一回国
会におきまして、災害により死亡しました者の遺
族に対し、弔慰のため、市町村が、市町村と都道
府県と国との負担のもとに災害弔慰金を支給し、
また、災害により世帯主が重傷を負い、または住
居、家財に相当程度の被害を受けた世帯の世帯主
に対して、生活の立て直しに資するため、市町村
が、都道府県、原資手当てを得て災害援護資金を
貸し付けすることができ、最近の社会経済の諸情
勢を背景に、災害弔慰金の支給額及び災害援護資
金の貸付けワクの拡大につき、各種の意見や要望
が出されたのであります。このような状況にかん
がみ、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付
けに関する法律について、所要の改正を行なうも
のであります。

次に、本法案の要旨を説明申し上げますと、ま
ず第一に、災害弔慰金の額を引き上げることとい
うものであります。すなわち、現在は、死亡者一人当た
り五十万円以内となつておりますが、これを百万
円をこえない範囲内で死亡者のその世帯における
生活維持の状況を勘案して政令で定める額以内と
いたしました。

第二に、災害援護資金の貸付限度額に関する規
定を改めることとあります。すなわち、現在一災
害における一世帯当たりの限度額は、五十万円を
こえない範囲内で政令で定めることとなつており
ますが、物価の変動に即応した措置をとることが
できるようにするために五十万円のワクをはず
し、政令で定めることといたしました。以上がこ
の法律案の提案の理由及びその要旨であります。

なお、災害対策特別委員会におきましては、成
案を得て、去る十二月二十一日内閣の意見を聴し
た上、全会一致をもってこれを委員会提出の法律
案とすることと決定した次第でございます。

何とぞすみやかに御可決あらんことをお願い申
上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よっ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際
海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議と
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長加
藤武徳君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十三日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

八八

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「又は死亡し」を削り、

同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、

「本項」を「この項」に、「日割」を「日割り」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

8 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

第十条の三第一項中「こえない」を「超えない」に、「五年以内、第三号」を「二十年以内、第三号」に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第四号に、「第一号に掲げる官職に係るものにあつては、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては、」に改め、同項第一号中「十一万円」を「十三万円」に改め、同項第三号中「前二号の」を「前三号に掲げる」に、「官職で」を「官職のうち」に、「もので」を「官職で」に改め、同号を同項第四号とし、同項第三号中「医療職俸

給表(一)の適用を受ける職員の」を「前二号に掲げる」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職(前号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額二万五千円

第十一条第三項中「三千五百円とし」を「五千円」に改め、「第五号までの扶養親族」の下に「(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ千五百円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については三千五百円)、その他の扶養親族」を加え、同項ただし書を削る。

第十一条の二第二項中「その旨」の下に「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を加え、同項第三号及び第四号中「満十八歳未満の子」を「子、父母等」に改め、同条第三項中「さらに」を「更に」に、「扶養親族たる満十八歳未満の子」を「扶養親族たる子、父母等」に、「当該満十八歳未満の子」を「当該扶養親族たる子、父母等」に改める。

第十一条の六を次のように改める。

(住居手当)

第十一条の六 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額四千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。)

二 その所有に係る住宅(人事院規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額一万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から四千円を控除した額

ロ 月額一万円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が二千元を超えるときは、二千元)を六千元に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 千円(当該住宅が当該職員その他人事院規則で定める者によつて新築され、又は購入されたものである場合にあつては、当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過するまでの間は二千五百円)

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十二条第二項第一号中「五千円」を「八千円」に、「こえる」を「超える」に、「二千円」を「千円」に改め、同項第二号中「千円」を「千三百円」に、「千八百円」を「二千三百円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「三千六百円」に改め、同項第三号中「五千円」を「八千円」に、「こえる」を「超える」に、「二千円」を「千円」に改める。

第十九条の二第二項中「千円」を「千三百円」に、「行なり」を「行」に、「二千円」を「二千六百円」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわれる」を「行われる」に、「千五百円」を「千九百五十円」に、「三千円」を「三千九百円」に改め、同条第二項中「七千円をこえない」を「九千円をこえない」に改める。

第十九条の三第二項中「こえない」を「超えない」に、「百分の百十」を「百分の百四十」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

第二十二條第一項中「一万二千円をこえない」を「一万五千五百円をこえない」に改める。

附則第十項及び第十一項を削る。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,400	153,700	—	—	—	79,000	70,000	—
2	209,600	160,200	136,200	115,100	96,300	83,000	72,800	57,600
3	218,800	166,900	141,700	120,000	100,600	87,100	75,700	59,200
4	228,000	173,900	147,200	124,900	105,000	91,200	79,000	60,800
5	237,200	180,900	152,700	129,900	109,400	95,300	82,300	62,500
6	246,400	187,900	158,200	134,900	113,900	99,400	85,600	64,800
7	255,600	194,900	163,800	140,200	118,400	103,400	88,900	67,300
8	264,800	201,900	169,500	145,500	122,900	107,400	92,200	69,900
9	274,000	208,900	175,200	150,900	127,500	110,900	95,000	71,700
10	283,200	215,700	180,900	156,300	132,100	114,400	97,800	73,500
11	290,000	222,300	186,600	161,700	136,700	117,900	100,400	75,300
12	295,300	228,900	192,300	167,100	141,300	121,400	102,900	77,100
13	300,600	235,400	197,800	172,500	145,900	124,900	105,400	78,900
14	305,600	240,700	203,300	177,700	150,200	128,000	107,500	80,700
15	309,800	246,000	208,700	182,900	154,200	131,000	109,600	82,400
16		249,700	213,200	188,000	158,000	133,900	111,700	84,100
17			217,700	192,200	161,800	136,800	113,800	85,400
18			221,000	196,400	164,500	139,300	115,800	—
19				199,500	167,200	141,800	117,400	—
20					169,900	143,600	—	—
21					171,900	—	—	—

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	112,700	95,300	78,400	70,300	58,000	52,000
2	116,500	98,700	81,700	72,900	59,700	53,500
3	120,300	102,200	85,100	75,600	61,400	55,000
4	124,400	105,700	88,500	78,400	63,200	56,500
5	128,500	109,200	91,900	81,300	65,300	58,000
6	132,900	112,700	95,300	84,200	67,700	59,600
7	137,300	116,200	98,500	87,100	70,300	61,200
8	141,800	119,700	101,700	90,000	72,900	62,900
9	146,300	123,200	104,900	92,900	75,500	64,900
10	150,800	126,400	108,000	95,700	78,100	67,200
11	155,300	129,600	110,800	98,500	80,700	69,500
12	159,800	132,800	113,600	101,300	83,300	71,800
13	164,300	135,900	116,400	104,100	85,700	74,000
14	168,800	139,000	119,200	106,700	88,100	76,100
15	172,700	142,100	122,000	109,300	90,000	78,200
16	176,500	145,200	124,800	111,600	91,900	80,100
17	180,300	148,300	127,600	113,900	93,800	82,000
18	184,100	151,400	130,300	116,200	95,700	83,600
19	187,900	154,500	133,000	118,200	97,600	85,200
20	191,500	157,600	135,300	120,200	99,300	86,800
21	194,800	160,700	137,600	121,900	101,000	88,400
22	198,100	163,800	139,600	123,600	102,600	90,000
23	201,400	166,500	141,600	125,300	104,200	91,600
24	204,100	169,200	143,200	126,800	105,800	93,200
25		171,200	—	—	107,200	94,700
26			—	—	—	96,200
27			—	—	—	97,700
28			—	—	—	99,200
29			—	—	—	100,500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表 (第六条関係)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	209,300	173,900	—	—	—	—	90,500	78,300	—
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	109,600	94,700	81,600	63,500
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	114,200	98,900	84,900	65,700
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	118,800	103,100	88,200	67,900
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	123,400	107,300	91,500	70,600
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	128,100	111,500	94,300	73,400
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	132,900	115,400	97,100	76,200
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	137,700	118,900	99,700	78,500
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	142,500	122,400	102,200	80,200
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	147,300	125,800	104,700	81,800
11	290,000	240,200	213,900	201,100	178,000	152,100	129,200	107,200	83,400
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	156,900	132,500	109,700	85,000
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	161,700	135,800	112,100	86,600
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	165,700	138,700	114,500	88,200
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	169,000	141,200	116,200	89,500
16		270,500	242,600	228,800	205,800	172,300	143,700		
17		274,300	248,100	233,500	210,200	175,500	145,500		
18			251,700	236,800	214,600	178,000			
19					218,600	180,500			
20					221,700	182,500			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	209,300	173,900	—	—	—	—	79,900	71,200	—
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	100,800	84,000	73,800	66,100
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	105,800	88,100	76,400	68,400
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	109,900	92,200	79,700	71,000
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	114,500	96,300	83,500	73,600
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	119,200	100,400	87,400	76,200
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	123,900	104,500	91,300	79,400
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	128,600	108,600	95,200	83,100
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	133,400	112,700	98,100	86,800
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	138,200	116,800	103,000	90,500
11	290,000	240,200	213,900	201,100	178,000	143,000	121,000	106,900	94,200
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	147,800	125,200	110,800	98,100
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	152,600	129,400	114,700	101,900
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	157,400	133,600	118,600	105,700
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	162,200	137,800	122,500	109,500
16		270,500	242,600	228,800	205,800	166,700	142,000	126,500	113,300
17		274,300	248,100	233,500	210,200	171,200	146,200	130,500	117,100
18			251,700	236,800	214,600	175,700	150,400	134,500	120,900
19					218,600	180,100	154,600	138,500	124,700
20					221,700	183,700	158,800	142,500	128,500
21						187,800	163,000	146,500	132,300
22						190,900	167,200	150,500	136,000
23						194,500	171,400	154,500	139,700
24						198,100	175,000	158,500	143,400
25						200,700	178,600	162,500	147,100
26							182,200	166,400	150,800
27							185,800	169,900	154,500
28							189,400	173,400	158,200
29							191,800	176,900	161,900
30								180,400	165,000
31								183,900	168,100
32								186,200	171,200
33									174,300
34									176,500

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職等の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	209,300	173,900	—	—	—	—	90,500	78,300	—
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	109,600	94,700	81,600	63,500
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	114,200	98,900	84,900	65,700
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	118,800	103,100	88,200	68,100
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	123,400	107,300	91,500	71,000
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	128,100	111,500	94,800	74,200
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	132,900	115,400	98,100	77,400
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	137,700	119,000	101,400	79,900
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	142,500	122,600	104,700	82,400
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	147,300	126,200	107,800	84,900
11	290,000	240,200	213,900	201,100	178,000	152,100	129,800	110,900	87,300
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	156,900	133,400	114,000	89,700
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	161,700	137,000	117,100	92,100
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	165,700	140,400	120,200	94,400
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	169,000	143,700	123,200	96,700
16		270,500	242,600	228,800	205,800	172,300	146,700	126,200	99,000
17		274,300	248,100	233,500	210,200	175,500	149,500	128,700	101,300
18			251,700	236,800	214,600	178,000	152,000	131,200	103,600
19					218,600	180,500	154,500	132,900	105,900
20					221,700	182,500	156,300		108,100
21									110,300
22									111,900

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職等の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	197,700	161,000	131,700	109,300	86,900	—
2	205,400	168,400	137,500	114,500	90,900	67,900
3	213,100	175,800	143,300	119,700	94,900	70,500
4	220,900	183,200	149,100	124,900	99,000	74,500
5	228,700	190,400	154,900	130,100	103,400	78,500
6	236,400	197,400	160,700	135,100	107,800	82,500
7	244,100	204,400	166,400	140,100	112,200	86,500
8	251,800	211,400	172,000	145,000	116,100	90,000
9	259,500	218,400	177,600	149,700	120,000	93,100
10	265,900	225,400	182,800	154,400	123,800	96,000
11	272,300	232,400	188,000	158,900	127,300	98,900
12	277,700	238,900	193,000	163,400	130,800	101,400
13	283,100	245,400	198,000	167,900	134,300	103,900
14	288,500	250,900	202,500	172,400	137,800	106,400
15	293,100	256,400	207,000	176,800	141,300	108,800
16	297,700	261,600	211,500	181,200	144,700	111,200
17	301,500	266,800	216,000	185,300	148,100	113,600
18		271,800	219,900	189,400	150,800	116,000
19		275,400	223,100	192,300		118,300
20						120,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	129,700	104,900	86,300	71,500	59,000
2	133,900	109,100	89,600	74,200	60,600
3	138,100	113,300	92,900	77,100	62,200
4	142,300	117,500	96,600	80,000	64,100
5	146,500	121,700	100,700	83,100	66,400
6	151,000	125,900	104,800	86,200	68,800
7	155,500	129,700	108,900	89,300	71,300
8	160,200	133,300	113,000	92,400	74,000
9	165,000	136,800	117,100	95,500	76,800
10	169,800	140,200	121,100	98,000	79,700
11	174,600	143,600	125,100	102,500	82,700
12	179,400	147,000	128,300	106,000	85,700
13	184,200	150,400	131,500	109,500	88,700
14	189,000	153,800	134,600	112,800	91,700
15	193,000	157,200	137,700	116,000	94,700
16	197,000	160,600	140,800	119,200	97,700
17	201,000	163,900	143,800	122,400	100,700
18	205,000	167,200	146,800	125,600	103,600
19	209,000	170,500	149,300	128,600	106,500
20	212,900	173,800	151,800	131,100	109,400
21	216,400	177,100	154,100	133,600	111,600
22	219,900	179,600	156,400	135,900	113,800
23	223,400		158,600	138,100	115,400
24	226,200		160,400	140,300	
25				142,000	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	105,800	78,100	65,300
2	—	123,600	110,600	82,500	67,900
3	160,600	129,300	115,400	87,000	70,800
4	167,600	135,000	120,200	91,500	74,000
5	174,600	140,800	125,300	96,000	77,400
6	181,700	146,600	130,400	100,500	80,900
7	188,800	152,400	135,600	105,000	84,600
8	196,000	158,200	140,800	109,500	88,800
9	203,200	164,000	146,000	114,000	93,000
10	210,400	169,800	151,200	118,500	97,300
11	217,600	175,600	156,400	123,000	101,700
12	224,900	180,800	161,600	127,400	106,100
13	232,200	185,800	166,800	131,800	110,400
14	239,500	190,800	172,000	136,000	114,400
15	246,800	195,800	177,100	140,200	118,400
16	254,100	200,500	182,000	144,200	122,300
17	261,400	205,200	186,800	147,900	126,100
18	268,200	209,900	191,600	151,600	129,900
19	274,900	214,600	196,300	155,300	133,600
20	281,600	219,300	201,000	159,000	137,200
21	288,300	224,000	205,700	162,700	140,800
22	294,800	228,700	210,400	166,400	144,400
23	300,600	233,400	214,700	170,100	147,600
24	305,600	237,900	219,000	173,800	150,800
25	309,800	242,400	222,200	177,200	153,500
26		246,500	224,900	180,500	156,200
27		249,600		183,000	158,900
28					161,600
29					163,600

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1	140,700	74,500	62,800
2	146,100	78,100	65,000
3	151,600	81,900	67,200
4	157,100	85,800	69,900
5	162,700	89,700	73,200
6	168,300	93,600	76,500
7	173,900	97,500	80,000
8	179,600	101,500	83,600
9	185,300	105,600	87,300
10	191,000	109,700	91,000
11	196,700	114,000	94,700
12	202,400	118,500	98,600
13	208,100	123,300	102,600
14	213,800	128,300	106,600
15	219,500	133,400	110,500
16	225,200	138,600	114,400
17	230,900	143,800	118,300
18	237,100	149,000	122,200
19	243,300	154,200	125,700
20	249,500	159,400	129,100
21	255,700	164,600	132,500
22	261,100	169,800	135,900
23	266,500	174,900	139,300
24	270,200	180,000	142,700
25		185,100	146,100
26		189,800	149,500
27		194,500	152,900
28		199,200	155,800
29		203,900	158,700
30		208,600	161,200
31		212,800	163,700
32		216,600	166,200
33		220,400	168,500
34		223,900	170,300
35		227,400	
36		230,900	
37		233,500	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1	119,800	67,200	62,800
2	124,800	70,800	65,000
3	129,900	74,500	67,200
4	135,000	78,100	69,900
5	140,400	81,900	73,200
6	145,800	85,800	76,500
7	151,200	89,700	80,000
8	156,600	93,600	83,600
9	162,000	97,500	87,200
10	167,300	101,500	90,800
11	172,600	105,600	94,400
12	177,900	109,700	98,000
13	183,200	114,000	101,600
14	188,500	118,500	105,200
15	193,700	123,300	108,800
16	198,900	128,200	112,400
17	204,100	133,100	115,800
18	209,300	138,200	119,200
19	214,500	143,300	122,600
20	219,700	148,400	125,900
21	224,500	153,500	129,000
22	229,100	158,300	132,100
23	233,200	163,000	134,800
24	237,300	167,700	137,400
25	240,800	172,000	139,700
26	243,400	176,300	142,000
27	246,000	180,500	144,100
28	248,600	184,700	145,800
29		188,700	147,500
30		192,700	149,200
31		196,700	
32		200,700	
33		204,500	
34		208,300	
35		211,800	
36		214,600	
37		217,400	
38		219,800	
39		222,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	217,500	—	105,800	85,200	67,200
2	224,800	135,000	110,600	89,300	70,800
3	232,100	140,800	115,400	93,400	74,500
4	239,400	146,600	120,200	97,500	78,100
5	246,700	152,400	125,300	101,600	82,200
6	254,000	158,200	130,400	105,800	86,300
7	261,300	164,000	135,600	110,200	90,400
8	268,200	169,800	140,800	114,700	94,500
9	274,900	176,100	146,600	119,400	98,600
10	281,600	182,400	152,400	124,200	102,800
11	288,300	188,800	158,200	129,000	107,000
12	294,800	196,000	164,000	134,100	111,200
13	300,600	203,200	169,800	139,200	115,400
14	305,700	210,400	175,600	144,600	119,400
15	309,900	217,600	180,800	150,000	123,300
16		224,900	185,800	155,400	127,200
17		232,200	190,800	160,800	131,100
18		239,500	195,800	166,100	135,000
19		246,800	200,500	171,400	138,900
20		254,100	205,200	176,600	142,600
21		260,500	209,900	181,600	146,200
22		265,100	214,600	186,600	149,800
23		269,700	218,900	191,600	153,300
24		274,300	223,200	196,300	156,700
25		278,900	227,300	201,000	160,000
26		283,500	231,400	205,700	163,100
27		287,300	235,200	210,400	165,600
28			238,300	214,700	
29				219,000	
30				223,000	
31				227,000	
32				230,500	
33				233,300	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	71,700	62,700	—
2	—	—	74,800	65,200	57,700
3	—	—	78,300	67,800	59,300
4	159,000	113,100	82,600	70,500	60,900
5	165,800	118,600	86,900	73,300	62,700
6	172,800	124,100	91,300	76,500	65,100
7	179,800	129,700	95,700	80,100	67,600
8	186,800	135,300	100,300	84,000	70,200
9	194,400	140,900	104,900	88,200	72,200
10	202,000	146,500	109,500	92,500	74,200
11	209,600	151,900	114,100	96,800	76,200
12	217,600	157,300	118,700	101,100	78,200
13	225,600	162,700	123,300	105,400	80,100
14	233,600	167,600	127,800	109,600	82,000
15	241,600	172,500	132,300	113,500	83,900
16	249,400	177,000	136,800	117,200	85,800
17	257,200	181,200	141,300	120,600	87,200
18	265,000	185,100	145,500	124,000	
19	272,800	189,000	149,700	127,400	
20	280,600	192,900	153,900	130,800	
21	287,100	196,800	158,000	134,200	
22	292,100	200,700	162,100	137,600	
23	297,100	204,600	166,200	140,300	
24	301,600	208,500	169,800	142,900	
25	306,100	212,100	173,400	145,000	
26	309,800	215,700	176,100		
27		218,500			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	202,500	153,500		91,700
2	209,600	160,400	133,300	97,100
3	216,700	167,300	139,900	102,500
4	223,800	174,300	146,700	107,900
5	230,900	181,300	153,500	114,200
6	237,900	188,300	160,300	120,500
7	244,900	195,400	167,100	126,900
8	251,600	202,500	174,000	133,300
9	258,300	209,600	180,900	139,700
10	265,000	216,700	187,800	146,100
11	271,700	223,800	194,700	152,500
12	278,400	230,200	200,500	157,700
13	284,900	236,600	206,300	162,900
14	291,400	243,000	211,900	168,100
15	297,000	249,400	217,400	173,300
16	302,600	255,700	222,900	178,500
17	308,200	261,800	228,400	183,700
18	313,200	267,900	233,900	188,900
19	317,400	274,000	239,400	193,900
20		279,200	244,100	197,400
21		284,400	248,800	200,900
22		288,100	252,900	203,500
23			256,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	195,500	159,000	120,000	88,500	71,600	62,900	
2	203,200	166,000	125,200	92,700	74,500	65,500	59,300
3	210,900	173,100	130,400	97,000	77,600	68,100	61,000
4	218,800	180,200	135,700	101,300	80,700	70,900	62,800
5	226,700	187,300	141,200	105,600	84,400	73,800	65,100
6	234,700	194,400	146,700	109,900	88,100	76,900	67,600
7	242,700	201,500	152,200	114,200	92,000	80,000	70,100
8	250,700	208,600	157,700	118,700	95,900	83,100	71,900
9	258,700	215,700	163,100	123,200	99,800	86,200	73,700
10	266,700	222,300	168,500	127,800	103,700	89,300	75,500
11	271,700	228,900	173,900	132,400	107,600	92,400	77,300
12	276,300	235,400	179,100	137,000	111,200	95,200	79,000
13	280,900	240,700	184,300	141,600	114,800	98,000	80,300
14	285,400	246,000	189,300	146,200	118,400	100,600	
15	289,900	251,300	193,700	150,600	121,900	103,100	
16	293,800	255,000	198,100	154,800	125,400	105,600	
17			202,100	158,900	128,500	107,700	
18			206,100	163,000	131,600	109,800	
19			209,200	165,900	134,500	111,900	
20				168,700	137,400	113,500	
21				171,500	139,900		
22				173,600	141,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	138,600	108,000	92,000	69,900	61,300
2	143,700	112,200	95,800	72,900	63,400
3	148,800	116,400	99,700	76,000	65,500
4	153,900	120,700	103,600	79,100	67,600
5	159,400	125,000	107,500	82,200	69,900
6	164,900	129,400	111,400	85,300	72,800
7	170,400	133,800	115,300	88,600	75,900
8	175,900	138,300	119,200	91,900	79,000
9	181,400	142,800	123,100	95,200	82,100
10	187,000	147,300	127,000	98,500	85,200
11	192,600	151,800	130,900	101,800	88,300
12	198,200	156,200	134,800	105,100	91,400
13	203,800	160,600	138,800	108,400	94,500
14	209,300	165,000	142,800	111,700	97,600
15	214,800	169,400	146,800	115,000	100,600
16	219,600	173,800	150,800	118,300	103,600
17	224,400	178,200	154,800	121,500	106,600
18	228,800	182,600	158,700	124,700	109,600
19	233,200	187,000	162,500	127,900	112,600
20	236,300	191,400	166,300	131,100	115,600
21	239,400	195,500	170,100	134,300	118,600
22	242,500	198,800	173,900	137,500	121,600
23		202,100	177,100	140,700	124,200
24		205,400	180,200	143,900	126,700
25		208,000	183,300	147,100	129,200
26		210,600	185,700	150,300	131,700
27		212,800	188,100	153,500	134,000
28			190,200	156,700	136,300
29				159,500	138,100
30				161,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表 (第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	285,000
2	310,000
3	345,000
4	380,000
5	410,000
6	440,000
7	480,000
8	520,000
9	555,000
10	595,000
11	630,000
12	650,000

備考 この表は、事務次官、外務省の長、大学の学長、試験所、研究所の長、病院又は療養所の長、診療所の長、看護婦、准看護婦その他の職員に適用する。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定(第十一條の二の規定を除く)は、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の法第九條の二第一項及び第二項並びに第十九條の第三項の規定は、同年九月一日から適用する。(最高号俸等の切替え等)
- 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、職務の等級の最高号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の法の規定による切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。(切替期間における異動者の号俸等)
- 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の改正後の法の規定による切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(旧号俸等の基礎)
- 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。(扶養手当に関する経過措置)
- 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を改正後の法第七條に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。
 - 一切替日において、その前日から引き続き、改正前の法第二項第二号から第五号までの扶養親族(満十八歳未満の子を除く)以下「扶養親族たる父母等」という。)で改正前の法第十一條の二第一項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつた者

二 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者(その職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子があつた者を除く)であつてその届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつたもの(前号に該当する者を除く)。

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く)であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む)があつたもの。

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む)があつたもの。

8 前項第一号又は第二号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の法第十一条第三項の規定の適用に

ついては、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間、同項中「千五百円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については千五百円)」とあるのは、「千五百円」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む)を有するときにあつた当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における改正後の法第十一条の二第一項第二号の規定又は附則第七項第三号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。

10 (給与の内払)
職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員の給与に關する法律及び沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十九年十二月二十三日
衆議院議長 前尾繁三郎

參議院議長 河野 謙三殿

特別職の職員の給与に關する法律及び沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に關する法律及び沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「十八の二の二を十八の二に」、「二十六の二を二十六の二に」に改める。
第三条第二項中「五十二万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項中「七十五万円」を「九十万円」に改める。
第四条第二項中「一万二千元」を「一万五千五百円」に、「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に改める。

第六条中「罷免又は死亡に因り」を「又は罷免により」に改め、同条に次の一項を加える。
2 内閣總理大臣等が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
第七条中「前二条」を「第五条又は前条第一項」に、「日割」を「日割り」に改める。
第九条中「一万二千元をこえない」を「一万五千五百円を超えない」に改める。

附則第七項及び第八項を削る。
別表第一から別表第三までを次のように改める。
別表第一(第三條關係)

官	職	名	俸	給	月	額
内閣總理大臣						一、二五〇、〇〇〇円
國務大臣						九〇〇、〇〇〇円
會計検査院長						
人事院總裁						

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号 一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	七五〇、〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官 公青等調整委員会委員長	六五〇、〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 待 従 長	六四〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 地方財政審議会会長 中央更生保護審査会委員長 航空事故調査委員会委員長 式部官長	六三〇、〇〇〇円
公害等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	五五五、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)			科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空事故調査委員会の常勤の委員 運輸審議会委員 東宮大夫	
官 職 名	俸 給 月 額			
大使	五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸	七五〇、〇〇〇円 六四〇、〇〇〇円 六三〇、〇〇〇円 五五五、〇〇〇円 四九五、〇〇〇円		
公使	四号俸 三号俸 二号俸 一号俸	六四〇、〇〇〇円 六三〇、〇〇〇円 五五五、〇〇〇円 四九五、〇〇〇円		
別表第三(第三条関係)			秘書官	
官 職 名	俸 給 月 額			
	八号俸 七号俸 六号俸 五号俸 四号俸	二四五、〇〇〇円 二二三、五〇〇円 二〇二、〇〇〇円 一八一、〇〇〇円 一六二、〇〇〇円		

三号俸	一四四、〇〇〇円
二号俸	一二九、五〇〇円
一号俸	一一八、五〇〇円

(沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「五十一万円」を「六十四万円」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員に關する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十三日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「又は死亡し」を削り、「場合の一」を「場合のいずれか」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

第十四条の見出しを「(初任給調整手当等)」に改め、同条第一項中「参事官等には」の下に「初任給調整手当」を加える。

第十八条第二項中「九千五百十円」を「一万六千五百十円」に改める。

第二十五条第二項中「二万九千二百円」を「三万九千四百円」に改める。

第二十七条第一項中「因る」を「よる」に改め、同条第二項中「俸給の特別調整額、扶養手当」を「俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当」に改める。

附則中第十六項及び第十七項を削り、第十八項を第十六項とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	指 定 職 俸 給 月 額	職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	285,000	1	220,100	168,800		105,800
2	310,000	2	230,200	176,000	149,600	110,500
3	345,000	3	240,300	183,300	155,600	115,300
4	380,000	4	250,400	191,000	161,600	120,200
5	410,000	5	260,500	198,700	167,700	126,400
6	440,000	6	270,600	206,400	173,800	131,800
7	480,000	7	280,700	214,100	179,900	137,200
8	520,000	8	290,800	221,800	186,100	142,700
9	555,000	9	300,900	229,500	192,400	148,200
10	595,000	10	311,000	236,900	198,700	154,000
11	630,000	11	318,500	244,200	205,000	159,800
		12	324,400	251,400	211,200	165,700
		13	330,200	258,600	217,300	171,600
		14	335,700	264,400	223,300	177,500
		15	340,300	270,200	229,200	183,400
		16		274,300	234,200	189,300
		17			239,100	195,200
		18			242,700	200,900
		19				206,500
		20				211,100
		21				215,700
		22				219,100

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准准 陸海空尉	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	陸士 海士 空士	長士 長士 長士	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉
俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月
101,800	97,300	85,600	76,600	72,500	68,700	63,500	58,200	55,700	
104,000	101,800	90,100	81,100	76,100	69,600	66,400			
106,300	106,300	94,600	85,600	80,300	72,500	69,300			
110,800	110,800	99,100	90,100	84,600	75,700	72,000			
115,300	115,300	103,600	94,600	88,900	79,000				
119,800	119,800	108,100	99,100	93,200	82,300				
124,300	124,300	112,600	103,600	97,500	85,600				
128,900	128,800	117,100	108,100	101,700	88,900				
133,500	133,300	121,600	112,600	105,900	92,100				
138,200	137,900	126,200	117,100	110,100					
142,800	142,500	130,800	121,600	114,100					
147,400	147,100	135,300	126,100	118,100					
152,000	151,600	139,800	130,500	122,000					
156,600	156,100	144,300	134,700	125,900					
161,200	160,600	148,800	138,900	129,300					
165,800	165,100	153,300	143,100	132,600					
170,300	169,600	157,700	147,300	135,900					
174,800	174,100	162,100	151,000	139,200					
179,300	178,600	166,500	154,400	142,500					
183,800	183,100	170,900	157,800						
188,300	187,600	175,300	161,100						
192,300	191,600	179,300							
196,300	195,500	183,200							

占める者で政令で定めるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
(俸給の切替等)
- 2 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日においてこの法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)
- 3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額に対応する職務の等級における号俸による額を受けていた切替日前の期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)
- 4 切替日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の旧法の規定による切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替期間に異動した職員の俸給月額等)
- 5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の旧法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の旧法の規定による切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において新法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧俸給月額等の基礎)
- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)
- 8 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(政令への委任)
- 9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十九年十二月二十三日 参議院会議録第五号

の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一件

公務員給与の早期支給を行ない得るよう、支給手

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、特別職職員給与法等改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、一般職職員給与法改正案に対しまして、

細は会議録に譲りたいと思います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党の内藤委員から、一般職職員給与法改正案に対し、初任給の改善を中心とする修正案が提出されましたが、採決の結果否決され、続いて政府原案について採決を行ないましたところ、全会一致をもって

たし、人事院勧告の早期支給方法、給与の口座振り込み制度の目的、その効果及び法律上の諸問題、三公社五現業職員と公務員の初任給の関係、週休二日制実施の用途及び宿日直手当増額の実施時期等について質疑が行なわれましたが、その詳

与法の一部を改正する法律案の二法律案は、一般職の職員との給与改定に準じて、特別職の職員及び防衛庁の職員の俸給月額等について、それぞれ所要の改正を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、三案を一括して審査い

次に、特別職の職員との給与に関する法律及び沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与とするものであります。

全実施するため、一般職の職員の給与について改定を行なうとともに、初任給、調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当の改定を行なうほか所要の規定を整備しようとするものでありまして、俸給表の改定は本年四月

○加藤武徳君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告を申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年七月の人事院勧告を完

〔加藤武德君登壇、拍手〕

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

○膳長（河野謙三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野諒三君）過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、特別職の職員との給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

以上御報告をいたします。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。
まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛

続の改善及び初任給の改善について検討すべきである旨の各党共同の附帯決議案が提案され、全会一致をもって付することに決定いたしました。

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長多田省吾君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「死亡し、又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2 裁判官が死亡したときは、その月まで、報酬を支給する。

第七条中「第五条」を「第五条第一項」に、「日割」を「日割り」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十五条中「五十一万円」を「六十四万円」に、「四十一万円」を「五十二万円」に改める。

第十六条を削る。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	一、二五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	九〇〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	七五〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	七〇〇、〇〇〇円

						判 事 補												判 事							
六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号
二二八、八〇〇円	二四一、四〇〇円	三一〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	一〇三、二〇〇円	一〇七、五〇〇円	一一五、一〇〇円	一二〇、五〇〇円	一三三、六〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一五〇、六〇〇円	一六〇、一〇〇円	一七四、〇〇〇円	一八八、七〇〇円	二〇四、九〇〇円	二二八、八〇〇円	二八五、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	五二〇、〇〇〇円	五五五、〇〇〇円	六三〇、〇〇〇円

簡易裁判所判事

七号	二〇四、九〇〇円
八号	一八八、七〇〇円
九号	一七四、〇〇〇円
十号	一六〇、一〇〇円
十一号	一五〇、六〇〇円
十二号	一四〇、〇〇〇円
十三号	一三三、六〇〇円
十四号	一二〇、五〇〇円
十五号	一一五、一〇〇円
十六号	一〇七、五〇〇円
十七号	一〇三、二〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 裁判官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二十七万五千円」を「三十四万五千円」に改める。

第十条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

検

事

区 分		俸 給 月 額	
検 事 長 次 長 東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長 そ の 他 の 検 事 長	検 事 長	九〇〇、〇〇〇円	
	次 長	六五〇、〇〇〇円	
	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	七〇〇、〇〇〇円	
	そ の 他 の 検 事 長	六五〇、〇〇〇円	
	一 号	六三〇、〇〇〇円	
	二 号	五五五、〇〇〇円	
	三 号	五二〇、〇〇〇円	
	四 号	四四〇、〇〇〇円	
	五 号	三八〇、〇〇〇円	
	六 号	三四五、〇〇〇円	
	七 号	三二〇、〇〇〇円	
	八 号	二八五、〇〇〇円	
	九 号	二二八、八〇〇円	
	十 号	二〇四、九〇〇円	
	十 一 号	一八八、七〇〇円	
	十 二 号	一七四、〇〇〇円	
	十 三 号	一六〇、一〇〇円	
検 事	十 四 号	一五〇、六〇〇円	
	十 五 号	一四〇、〇〇〇円	
	十 六 号	一三三、六〇〇円	
	十 七 号	一二〇、五〇〇円	
	十 八 号	一一五、一〇〇円	
	十 九 号	一〇七、五〇〇円	
	二 十 号	一〇三、二〇〇円	
	一 号	三二〇、〇〇〇円	

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案外一件

一〇四

副 検 事

二 号	二四一、四〇〇円
三 号	二三八、八〇〇円
四 号	二〇四、九〇〇円
五 号	一八八、七〇〇円
六 号	一七四、〇〇〇円
七 号	一六〇、一〇〇円
八 号	一五〇、六〇〇円
九 号	一四〇、〇〇〇円
十 号	一三三、六〇〇円
十一 号	一二〇、五〇〇円
十二 号	一一五、一〇〇円
十三 号	一〇七、五〇〇円
十四 号	一〇三、二〇〇円
十五 号	九六、三〇〇円
十六 号	九〇、七〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 検察官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔多田省吾君登壇、拍手〕

○多田省吾君 ただいま議題となりました二法案

について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官及び検察官の給与等を改定しようとするものであります。

そのおもな内容は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、また、その他の裁判官並びに検察官については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額

に準じて、いずれもこれを増額し、また、裁判官が死亡した場合における報酬については、一般政府職員の場合と同様、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給することができるように改めることであります。

これらの改正は、本年四月一日にさかのぼってこれを適用しようとするものであります。

委員会におきましては、裁判官報酬法案の提案のあり方、酷暑手当の新設、裁判官不足とその対応策としての給与改定の方向等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、次いで順次採決の結果、右二法案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 長原文兵衛君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律

(昭和四十九年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第一条 昭和四十九年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)附則第八項の規定により算定した額から

千五百三十億円を控除した額の百分の九十四に相当する額と千五百三十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額から千五百三十億円を控除した額の百分の六に相当する額とする。

(昭和四十九年度分の単位費用の特例)

第二条 昭和四十九年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	三、四〇八、〇〇〇円
二 土木費			
1 道路橋り			
(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	一〇九、〇〇〇円
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八六三、〇〇〇円
2 河川費			
(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三五、五〇〇円
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	二六二、〇〇〇円
3 港湾費			
(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一一、七〇〇円
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	二、三二〇円
4 その他の土木費			

道府県																		
三 教育費	(1) 経常経費	人口	一人につき	二七〇〇	四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	一、八〇〇〇	五 産業経済費	1 農業行政費	失業者数	一人につき	二四四、〇〇〇				
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三四〇〇		2 社会福祉費					2 産業経済費	失業者数	一人につき	二四六〇〇				
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき	五六〇〇		(1) 経常経費	人口	一人につき	一、一一〇〇		3 労働費	人口	一人につき	一、四三〇〇				
						(2) 投資的経費	人口	一人につき	一六三〇〇		4 失業費	人口	一人につき	二四六〇〇				
1 小学校費	教職員数	一人につき	一、七三二、〇〇〇	2 中学校費	教職員数	一人につき	一、七〇八、〇〇〇	3 高等学校費	(1) 経常経費	教職員数	一人につき	二、八六八、〇〇〇	4 その他の教育費	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一八、一〇〇〇	
											生徒数	一人につき		一六、〇〇〇〇	5 盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	人口	一人につき	八六五、〇〇〇
																人口	一人につき	九九二〇〇

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号 昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案外一件

八 特定債償還費	七 災害復旧費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	3 その他の諸費	2 恩給費	1 徴税費	六 その他の行政費	4 商工行政費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	3 水産行政費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	2 林野行政費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費
元利償還金	元利償還金	人口	人口	人口	恩給受給権者数	道府県税の税額	人口	人口	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数	林野の面積	林野の面積	農家数
千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一戸につき
二五〇〇〇	九五〇〇〇	一、一五三〇〇	一、五四〇〇〇	三三九、〇〇〇〇〇	一三三、〇〇〇	一三三、〇〇〇	五四七〇〇	五〇、八〇〇〇〇	一七、七〇〇〇〇	五〇、八〇〇〇〇	二、八七〇〇〇	一、二九〇〇〇	一、二九〇〇〇	一七、二〇〇〇〇	二八、一〇〇〇〇	

九 特別事業債償還費	一 消防費	二 土木費	1 道路橋りよう費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	2 港湾費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	3 都市計画費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	4 公園費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	5 下水道費	6 その他の土木費	(1) 経常経費
元利償還金	人口	人口	道路の面積	道路の延長	道路の延長	港湾(漁港を含む)に於けるけい留施設の延長	港湾(漁港を含む)に於けるけい留施設の延長	都市計画区域に於ける人口	都市計画区域に於ける人口	都市計画区域に於ける人口	都市計画区域に於ける人口	人口	人口	人口	人口集中地区人口	人口	人口
千円につき	一人につき	一人につき	千平方メートルにつき	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
二一九〇〇	二、二八〇〇〇	四八、三〇〇〇〇	一五八、〇〇〇〇〇	一〇五、〇〇〇〇〇	二、三三〇〇〇	一九八〇〇	三〇五〇〇	四六〇〇	三〇〇〇〇	六五〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇	三〇七〇〇

一〇七

	(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一四六〇〇
三	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	一一、五〇〇〇
(1)	經常経費	学級数	一学級につき	二六四、〇〇〇〇
		学校数	一校につき	二、四二〇、〇〇〇〇
(2)	投資的 経費	学級数	一学級につき	一七一、〇〇〇〇
2	中学校費	生徒数	一人につき	九、八一〇〇〇
(1)	經常経費	学級数	一学級につき	二七三、〇〇〇〇
		学校数	一校につき	二、四二〇、〇〇〇〇
(2)	投資的 経費	学級数	一学級につき	一七一、〇〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	二、七八七、〇〇〇〇
(1)	經常経費	生徒数	一人につき	一七、九〇〇〇
(2)	投資的 経費	生徒数	一人につき	九、〇八〇〇
4	その他の 教育費	人口	一人につき	一、七七〇〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	一二六〇〇
(2)	投資的 経費	人口	一人につき	一、六二〇〇〇
四	厚生労働費	市部人口	一人につき	一、〇一〇〇〇
1	生活保護費	人口	一人につき	一、〇一〇〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	一、〇一〇〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	一、〇一〇〇〇

	(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一六三〇〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	五八九〇〇
4	清掃費	人口	一人につき	一、六〇〇〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	一五六〇〇
(2)	投資的 経費	失業者数	一人につき	二四四、〇〇〇〇
5	労働費			
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	一四、六〇〇〇
(1)	經常経費	農家数	一戸につき	五、八〇〇〇
(2)	投資的 経費	人口	一人につき	三三二〇〇
2	商工行政費	人口	一人につき	九、五一〇〇〇
3	その他の 産業経済費	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	一人につき	五、五四〇〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	一、五五〇〇〇
(2)	投資的 経費	人口	一人につき	一、五五〇〇〇
六	その他の行 政費	市町村税の税額	千円につき	一五二〇〇
1	徴稅費	世帯数	一世帯につき	二、〇三〇〇〇
2	戸籍住民 基本台帳費	人口	一人につき	三、五五〇〇〇
3	その他の 諸費	面積	一平方キロメートルにつき	二二〇、〇〇〇〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	一、〇一〇〇〇

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号 昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案外一件

(2) 投資的経費		人口	面積
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一人につき	一平方キロメートルにつき 一〇〇、〇〇〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
十 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八〇〇〇〇
			一一七〇〇

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の表道府県の項中

財政調整資金費

人口

一人につき

七〇六〇〇

「財政調整資金費

人口

一人につき

七〇六〇〇

に改め、同表市町村の項中「財政調整資金費

臨時土地対策費

人口

一人につき

七五〇〇〇

に改め、同表市町村の項中「財政調整資金費

金費

人口

一人につき

五〇〇〇〇

を「財政調整資金費

人口

一人につき

臨時土地対策費

人口

一人につき

七〇六〇〇

五〇〇〇〇
六五〇〇〇」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年十二月二十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四百九十条第一項中「百分の六」を「百分の五」に改め、同条第二項中「百分の五」を「百分の四」に改める。

第四百九十条の二第一項中「限る。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「千二百円」を「二千円（共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用する電気については、二千円に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額）」に改め、同条第二項中「千七百円」を「四千円（共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用するガスについては、四千円に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額）」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

2 改正後の第四百九十条並びに第四百九十条の二第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、施行日前に使用した電気又はガス

に対して課する電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

8 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第三項第六号中「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年一月一日」に、「百分の三」を「百分の二」に、「毎年度」を「昭和五十年年度から昭和五十二年年度までの各年度においてそれぞれ」に改め、同項第七号中「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年一月一日」に、「百分の三」を「百分の二」に、「毎年度」を「昭和五十年年度及び昭和五十一年度においてそれぞれ」に、「昭和五十一年度」を「同年度」に改める。

4 施行日前に使用した電気又はガスに対する電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）で沖縄県の区域内の市町村が課すべきものの税率については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる電気税又はガス税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

○原文兵衛君 ただいま議題となりました二法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案は、補正予算により昭和四十九年度分の地方交付税交付金が七千八百四十二億九千万円増額されることに伴い、国家公務員の給与改定に準じて行なう地方公務員の給与改定に要する経費の財源五千五百九十億円をはじめ、最近の諸物

仙の騰勢に対処する所要一般財源を地方団体に付与するため単位費用を改定し、あわせて公共用地の円滑な取得をはかるため、臨時土地対策費一千五百三十億円を基準財政需要額に算入しようとするものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案は、電気、ガス料金の改定に伴い増加する電気税及びガス税の負担の軽減合理化をはかるため、両税の税率を引き下げ、免税点の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会においては両案を一括して質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わりましたところ、昭和四十九年度分の地方交付税特例法案に対し、昭和四十九年度限りの措置として、緊急財政交付金を設ける修正案について日本共産党を代表し神谷委員より、交付税会計において一千五百二十億円を借り入れ、政府原案に増額して地方団体に交付する修正案について、日本社会党、公明党を代表して和田委員より、それぞれ修正趣旨の説明が行なわれましたが、福田自治大臣より、政府としては反対であるとの意見が述べられました。

次いで、昭和四十九年度分の地方交付税特例法案の討論に入りましたところ、日本社会党を代表して和田委員より、日本社会党、公明党共同提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案及び政府原案に賛成、自由民主党を代表して金井委員より、政府原案に賛成、両修正案に反対、公明党を代表して阿部委員より、日本社会党、公明党共同提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案及び政府原案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より、日本共産党提出の修正案に賛成、政府原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わって、日本共産党提出の修正案について採決の結果、少数をもって否決、日本社会党、公明党提出の修正案について採決の結果、多数をもって可決、(拍手)修正部分を除く政府原案につ

いて採決の結果、多数をもって可決、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。(拍手)

次に、地方税法改正案の討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方税法改正案に対しては、国、地方を通ずる税源配分を改め、地方の自主財源の拡充強化をはかるとともに、住民税の負担軽減、法人事業税の課税方法の合理化、事務所・事業所税の創設等、五項目にわたる附帯決議を付しております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野三君) これより採決をいたします。

まず、昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。まず、委員会修正案について採決をいたします。

表決は記名投票をもって行ないます。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野三君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十六票
白色票 百十八票
青色票 百二十八票

よって、本修正案は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

太田 淳夫君	矢原 秀男君
野末 陳平君	喜屋武眞榮君
下村 泰君	相沢 武彦君
塩出 啓典君	青島 幸男君
市川 房枝君	柄谷 道一君
内田 善利君	峯山 昭範君
桑名 義治君	上林繁次郎君
阿部 憲一君	三木 忠雄君
藤原 房雄君	和田 春生君
栗林 卓司君	黒柳 明君
矢追 秀彦君	原田 立君
田代富士男君	木島 則夫君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君
柏原 ヤス君	中村 利次君
田淵 哲也君	二宮 文造君
白木義一郎君	小平 芳平君
多田 省吾君	中尾 辰義君
中沢伊登子君	向井 長年君
福岡 知之君	矢田部 理君
案納 勝君	久保 亘君
青木 新次君	野田 哲君
対馬 孝且君	秦 豊君
浜本 万三君	赤柳 操君
大塚 喬君	小山 一平君
片岡 勝治君	田 英夫君
宮之原貞光君	鈴木美枝子君
神沢 浄君	安永 英雄君
竹田 四郎君	前川 且君
戸田 菊雄君	山崎 昇君
杉山善太郎君	野口 忠夫君
栗原 俊夫君	西ヶ久保重光君

反対者(青色票)氏名

森 勝治君	羽生 三七君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿貝根 登君	中村 波男君
松永 忠二君	森下 昭司君
近藤 忠孝君	山中 郁子君
粕谷 照美君	片山 甚市君
目黒今朝次郎君	橋本 敦君
安武 洋子君	内藤 功君
寺田 熊雄君	須原 昭二君
佐々木静子君	辻 一彦君
小巻 敏雄君	神谷信之助君
小谷 守君	工藤 良平君
上田 哲君	和田 静夫君
松本 英一君	小笠原貞子君
立木 洋君	香脱タケ子君
小野 明君	鈴木 力君
川村 清一君	田中寿美子君
野々山一三君	加藤 進君
渡辺 武君	塚田 大願君
竹田 現照君	瀬谷 英行君
吉田忠三郎君	鶴岡 哲夫君
森中 守義君	須藤 五郎君
岩間 正男君	星野 力君
藤田 進君	沢田 政治君
村田 秀三君	中村 英男君
秋山 長造君	加瀬 完君
河田 賢治君	野坂 参三君
上田耕一郎君	春日 正一君

百二十八名

林 道君

中西 一郎君

林田悠紀夫君

園田 清充君

木内 四郎君

望月 邦夫君

梶木 又三君

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案外一件 議事日程追加の件 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

岩上 妙子君	宮田 輝君	高田 浩運君	増田 盛君
藤川 一秋君	福岡日出磨君	山崎 五郎君	江藤 智君
鳩山威一郎君	秦野 章君	藤田 正明君	佐藤 隆君
安孫子藤吉君	青井 政美君	楠 正俊君	大森 久司君
有田 一寿君	井上 吉夫君	岡本 悟君	平泉 涉君
石破 二朗君	糸山英太郎君	橋 直治君	安井 謙君
中村 登美君	吉田 実君	綱木 亨弘君	吉武 恵市君
松岡 克由君	藤井 丙午君	増原 恵吉君	鹿島 俊雄君
中村 禎二君	高橋 邦雄君	大谷藤之助君	小笠 公昭君
竹内 藤男君	松垣徳太郎君	巨 四郎君	温水 三郎君
石本 茂君	菅野 儀作君	橋本 繁蔵君	坂野 重信君
上田 稔君	長田 裕二君	斎藤栄三郎君	亀井 久興君
久次米健太郎君	小林 国司君	佐藤 信二君	岩本 政一君
中山 太郎君	宮崎 正雄君	今泉 正二君	稲嶺 一郎君
久保田藤磨君	山内 一郎君	初村滝一郎君	山崎 竜男君
内藤登三郎君	玉置 和郎君	矢野 登君	町村 金五君
高橋雄之助君	岩動 道行君	加藤 武徳君	二木 謙吾君
西村 尚治君	鍋島 直紹君	植木 光教君	木村 睦男君
新谷寅三郎君	上原 正吉君	熊谷太三郎君	源田 実君
青木 一男君	迫水 久常君		
小川 半次君	徳永 正利君		
八木 一郎君	神田 博君		
丸茂 重貞君	堀見 俊二君		
志村 愛子君	片山 正英君		
柴立 芳文君	嶋崎 均君		
棚辺 四郎君	夏目 忠雄君		
永野 厳雄君	中村 太郎君		
戸塚 進也君	高橋 誉富君		
山東 昭子君	岩男 頼一君		
遠藤 要君	大島 友治君		
大鷹 淑子君	岡田 広君		
上條 勝久君	細川 護熙君		
斎藤 十朗君	古賀雷四郎君		
黒住 忠行君	川野辺 静君		
河本嘉久蔵君	金井 元彦君		
柳田桃太郎君	土屋 義彦君		
安田 隆明君	原 文兵衛君		
鈴木 省吾君	世耕 政隆君		

○議長(河野謙三君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(河野謙三君) 次に、原案について採決をいたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長鍋島直昭君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十九年四月二十三日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(住居手当)

第二条 国会議員の秘書で次に掲げるものは、住居手当月額として、一般職の職員の給与に関する法律第十一条の六第二項の規定の例により算出した金額を受ける。

一 自ら居住するため住宅(賃金を含む。)を借り受け、その月額が一般職の職員の給与に関する法律第十一条の六第一項第一号に規定する金額を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている国会議員の秘書(両議院の議長が協議して定める国会議員の秘書を除く。)

二 その所有に係る住宅(両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している国会議員の秘書で世帯主であるもの

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 国会議員の秘書が、改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の規定に基づいて昭和四十九年四月一日以後の分として受けた住居手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の規定による住居手当の内払とみなす。

〔鍋島直昭君登壇、拍手〕

○鍋島直昭君 ただいま議題となりました法律案は、政府職員の住居手当に関する規定の改正に伴い、国会議員の秘書に対し政府職員と同様の住居手当を支給することができるようになることとし、本年四月一日から適用しようとするものであります。

以上が本法律案の内容であります。委員会におきましては審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。本日はこれにて散会いたします。

午後十一時散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君
議員 太田 淳夫君 矢原 秀男君
野末 陳平君 喜屋武眞榮君
下村 泰君 相沢 武彦君
堀出 啓典君 青島 幸男君

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号

市川 房枝君	柄谷 道一君	西村 尚治君	鍋島 直紹君	大塚 喬君	小山 一平君	沢田 政治君	村田 秀三君
内田 善利君	峯山 昭範君	新谷寅三郎君	上原 正吉君	岩本 政一君	今泉 正二君	中村 英男君	秋山 長造君
桑名 義治君	平井 卓志君	青木 一男君	迫水 久常君	稲嶺 一郎君	片岡 勝治君	加瀬 完君	河田 賢治君
林 道君	上林繁次郎君	小川 半次君	徳永 正利君	田 英夫君	宮之原貞光君	野坂 参三君	上田耕一郎君
阿部 憲一君	三木 忠雄君	八木 一郎君	神田 博君	鈴木美枝子君	神沢 浄君	春日 正一君	
藤原 房雄君	和田 春生君	丸茂 重貞君	塩見 俊二君	初村滝一郎君	山崎 竜男君		
栗林 卓司君	寺下 岩蔵君	志村 愛子君	片山 正英君	矢野 登君	安永 英雄君		
中西 一郎君	黒柳 明君	柴立 芳文君	嶋崎 均君	竹田 四郎君	前川 旦君		
矢追 秀彦君	黒柳 明君	棚田 四郎君	夏目 忠雄君	戸田 菊雄君	山崎 昇君		
田代富士男君	原田 立君	永野 嚴雄君	中村 太郎君	町村 金五君	加藤 武徳君		
寺本 広作君	木島 則夫君	戸塚 進也君	高橋 誉富君	野口 忠夫君	杉山善太郎君		
鈴木 一弘君	林田悠紀夫君	山東 昭子君	岩男 頼一君	西村 久保重光君	栗原 俊夫君		
柏原 ヤス君	宮崎 正義君	遠藤 要君	大島 友治君	植木 光教君	森 勝治君		
田淵 哲也君	中村 利次君	上條 淑子君	岡田 広君	熊谷太三郎君	木村 睦男君		
園田 清亮君	山本茂一郎君	黒住 忠行君	細川 護熙君	羽生 三七君	戸叶 実君		
白木義一郎君	二宮 文造君	河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君	小柳 勇君	阿具根 登君		
多田 省吾君	小平 芳平君	柳田桃太郎君	川野辺 静君	中村 波男君	松永 忠二君		
中沢伊登子君	中尾 辰義君	安田 隆明君	金井 元彦君	森下 昭司君	近藤 忠孝君		
木内 四郎君	向井 長年君	錦木 省吾君	土屋 義彦君	山中 郁子君	粕谷 照美君		
最上 進君	福間 知之君	高田 浩運君	原 文兵衛君	片山 甚市君	目黒今朝次郎君		
森下 泰君	望月 邦夫君	山崎 五郎君	増田 盛君	橋本 敦君	安武 洋子君		
岩上 妙子君	梶木 又三君	藤田 正明君	江藤 智君	内藤 功君	寺田 熊雄君		
藤川 一秋君	宮田 輝君	楠 正俊君	佐藤 隆君	須原 昭二君	佐々木静子君		
鳩山威一郎君	福岡日出麿君	阿本 悟君	大森 久司君	辻 一彦君	小谷 敏雄君		
安孫子藤吉君	青井 政美君	橋 直治君	平泉 渉君	神谷信之助君	上田 哲君		
有田 一寿君	糸山英太郎君	橋本 繁蔵君	安井 謙君	工原 良平君	松本 英一君		
石破 二朗君	吉田 実君	大谷藤之助君	吉武 恵市君	和田 静夫君	立木 洋君		
中村 登美君	藤井 丙午君	巨 四郎君	小笠原貞子君	小笠原貞子君	小野 明君		
松岡 克由君	高橋 邦雄君	橋本 繁蔵君	温木 公昭君	鈴木 力君	川村 清一君		
中村 慎二君	松垣徳太郎君	案納 勝君	矢田部 理君	田中寿美子君	野々山二三君		
竹内 藤男君	菅野 儀作君	坂野 重信君	久保 亘君	加藤 進君	渡辺 武君		
石本 茂君	長田 裕二君	青木 薪次君	斎藤栄三郎君	塚田 大願君	竹田 現昭君		
上田 稔君	小林 国司君	対馬 孝且君	野田 哲君	瀬谷 英行君	吉田忠三郎君		
久次米健太郎君	宮崎 正雄君	亀井 久興君	秦 豊君	鶴岡 哲夫君	森中 守義君		
中山 太郎君	山内 一郎君	赤桐 操君	佐藤 信二君	須藤 五郎君	岩間 正男君		
久保田藤麿君	玉置 和郎君			星野 力君	藤田 進君		
内藤三郎君	岩動 道行君						
高橋雄之助君							

赤桐 操君	佐藤 信二君	龜井 久興君	対馬 孝且君	青木 薪次君	坂野 重信君	案納 勝君	橋本 繁蔵君	巨 四郎君	大谷藤之助君	増原 恵吉君	柳木 直治君	橋 直治君	阿本 悟君	楠 正俊君	藤田 正明君	山崎 五郎君	高田 浩運君	錦木 省吾君	安田 隆明君	柳田桃太郎君	河本嘉久蔵君	黒住 忠行君	中尾 辰義君	向井 長年君	福間 知之君	望月 邦夫君	梶木 又三君	宮田 輝君	福岡日出麿君	青井 政美君	糸山英太郎君	吉田 実君	藤井 丙午君	高橋 邦雄君	松垣徳太郎君	菅野 儀作君	長田 裕二君	小林 国司君	宮崎 正雄君	山内 一郎君	玉置 和郎君	岩動 道行君
赤桐 操君	佐藤 信二君	龜井 久興君	対馬 孝且君	青木 薪次君	坂野 重信君	案納 勝君	橋本 繁蔵君	巨 四郎君	大谷藤之助君	増原 恵吉君	柳木 直治君	橋 直治君	阿本 悟君	楠 正俊君	藤田 正明君	山崎 五郎君	高田 浩運君	錦木 省吾君	安田 隆明君	柳田桃太郎君	河本嘉久蔵君	黒住 忠行君	中尾 辰義君	向井 長年君	福間 知之君	望月 邦夫君	梶木 又三君	宮田 輝君	福岡日出麿君	青井 政美君	糸山英太郎君	吉田 実君	藤井 丙午君	高橋 邦雄君	松垣徳太郎君	菅野 儀作君	長田 裕二君	小林 国司君	宮崎 正雄君	山内 一郎君	玉置 和郎君	岩動 道行君

国務大臣

内閣総理大臣	沢田 政治君	村田 秀三君
国務大臣	中村 英男君	秋山 長造君
国務大臣	加瀬 完君	河田 賢治君
国務大臣	野坂 参三君	上田耕一郎君
国務大臣	春日 正一君	
外務大臣	三木 武夫君	
法務大臣	福田 赳夫君	
文部大臣	稲葉 修君	
厚生大臣	宮澤 喜一君	
農林大臣	大平 正芳君	
通商産業大臣	永井 道雄君	
運輸大臣	田中 正巳君	
郵政大臣	安倍晋太郎君	
建設大臣	河本 敏夫君	
自治大臣	木村 睦男君	
国務大臣	村上 勇君	
国務大臣	長谷川 峻君	
国務大臣	飯谷 忠男君	
国務大臣	福田 一君	
国務大臣	井出一太郎君	
国務大臣	植木 光教君	
国務大臣	松澤 雄蔵君	
国務大臣	坂田 道太君	
国務大臣	佐々木義武君	
国務大臣	小沢 辰男君	

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号 議長の報告事項

(国務大臣
国土庁長官) 金丸 信君

議長の報告事項
去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	柳田桃太郎君
地方行政委員	久保田藤麿君
法務委員	棚田 四郎君
同	中村 楨二君
同	山本茂一郎君
同	斎藤 十朗君
大蔵委員	岩動 道行君
同	石本 茂君
文教委員	橋本 繁蔵君
社会労働委員	矢野 登君
同	片山 正英君
農林水産委員	細川 護熙君
商工委員	竹内 藤男君
同	楠 正俊君
同	木村 睦男君
運輸委員	江藤 智君
通信委員	高橋 邦雄君
同	柴立 芳文君
建設委員	前田佳都男君
決算委員	古賀雷四郎君
議院運営委員	木村 睦男君
懲罰委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、	
内閣委員	山本茂一郎君
地方行政委員	橋本 繁蔵君
法務委員	高橋 邦雄君
同	柴立 芳文君
同	片山 正英君
同	細川 護熙君
大蔵委員	柳田桃太郎君
同	久保田藤麿君
文教委員	

社会労働委員	石本 茂君
同	斎藤 十朗君
農林水産委員	竹内 藤男君
商工委員	矢野 登君
同	岩動 道行君
運輸委員	植木 光教君
通信委員	江藤 智君
同	木村 睦男君
建設委員	棚田 四郎君
決算委員	中村 楨二君
議院運営委員	石本 茂君
懲罰委員	山崎 竜男君
同日議長において、	江藤 智君
左の特別委員の辞任を許可した。	
沖繩及び北方問題	金井 元彦君
に関する特別委員	梶木 又三君
災害対策特別委員	片山 正英君
同	大谷藤之助君
公害対策及び環境保全特別委員	園田 清充君
同	二木 謙吾君
交通安全対策特別委員	高田 浩運君
科学技術振興対策特別委員	西村 尚治君
同日議長において、	
特別委員の補欠を左の通り指名した。	
沖繩及び北方問題	松岡 克由君
に関する特別委員	高田 浩運君
災害対策特別委員	園田 清充君
同	山内 一郎君
公害対策及び環境保全特別委員	片山 正英君
同	黒住 忠行君
交通安全対策特別委員	源田 実君
科学技術振興対策特別委員	中村 楨二君
同日委員会において選任した理事は左の通りである。	
予算委員会	

理事	岩動 道行君 (嶋崎均君の補欠)
理事	中山 太郎君 (内藤三郎君の補欠)
理事	矢野 登君 (林田悠紀夫君の補欠)
理事	柳田桃太郎君
理事	宮之原貞光君 (戸叶武君の補欠)
理事	森中 守義君 (羽生三七君の補欠)
理事	渡辺 武君 (渡辺武君の補欠)
理事	向井 長年君 (向井長年君の補欠)
同日議長から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	
原子爆弾被害者等援護法案 (浜本万三君外三名発議)	
同日議長は、左の調査承認要求を承認した。	
調査承認要求書	
一、事件の名称	予算の執行状況に関する調査
一、目的	予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。
一、方法	関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行う。
一、期間	今期国会開会中
右の通り議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。	
昭和四十九年十二月十八日	
参議院議長 河野 謙三殿	
同日議長から左の質問主意書が提出された。	
在沖繩米軍基地関係の地籍問題に関する質問主意書 (宮屋武真榮君提出)	
同日左の質問主意書を内閣に転送した。	
一世一元の制に関する質問主意書 (源田実君提出)	
皇室の尊厳維持に関する質問主意書 (源田実君提出)	
去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
文教委員	楠 正俊君
同	植木 光教君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	

名した。	植木 光教君
文教委員	楠 正俊君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	
沖繩及び北方問題	黒住 忠行君
に関する特別委員	片山 正英君
公害対策及び環境保全特別委員	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、	
特別委員の補欠を左の通り指名した。	
沖繩及び北方問題	柴立 芳文君
に関する特別委員	金井 元彦君
同日議長から左の質問主意書が提出された。	
決算検査報告に関する質問主意書 (峯山昭範君提出)	
同日内閣から、檢察官適格審査会委員予備委員である左記の者から同予備委員辞任の申出があつたので後任者の選出を願いたい旨の要求書を受領した。	
同日内閣から、中国地方開発審議会委員である左記の者から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。	
同日内閣から、北陸地方開発審議会委員である左記の者から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。	
同日内閣から、国土開発幹線自動車道建設審議会委員である左記の者から同委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。	
同日議長において、	
参議院議員 岡本 悟	

法制調査部長勝見嘉美君外十四名(同日議長承認)を第七十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に給する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

本日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

本日委員長から左の報告書が提出された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案可決報告書

特別職の職員に給する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)、昭和四十九年度特別会計補正予算(特第一号)及び昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)可決報告書

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案修正議決報告書

地方税法の一部を改正する法律案可決報告書

自閉症児・者の早期発見・早期療育体制および福祉対策の確立に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月十一日

参議院議長 河野 謙三殿

自閉症児・者の早期発見・早期療育体制および福祉対策の確立に関する質問主意書

親をはじめ他人との感情のふれあいができず、人や言葉の認知障害を有するいわゆる「自閉症」の児童成人は、全国に四千人から二万人いるといわれている。

自閉症は、早期発見・早期治療を行えば、治すことができるといわれながら、その対策は確立されていらない。

これら自閉症児に対して、現在三ヶ所の自閉症児施設で治療訓練が行われ、情緒障害児学級等において教育が行われているが、充分な国の施策となっていない。

とくに最近では自閉症児は年長化している。にも拘らず、年長者に対する福祉対策は放置されており、家庭において親の負担となつていのが現状である。

このような現状を打破し、自閉症児の早期発見・早期治療体制を確立し、年長者にも医療と福祉を保障する体系をすみやかに整備する必要がある。

以上の観点から次の諸点について質問を行うので、政府の誠意ある答弁と実行をお願いしたい。

一、早期発見・早期療育体制の確立

(1) 自閉症の発症をできるだけ早く発見し療育

に結びつけるために、健診体制の強化が必要である。現在母子保健法にもとづいて、乳幼児健診、三歳児健診が行われているが、自閉症の発見については、不十分といわざるをえない。今後健診体制の強化をどう考えているか。

(2) また、児童相談所、精神衛生センター、病院等の連携体制の強化が急務と考えるが、政府は、どのように指導強化してゆくのか、お伺いしたい。

(3) 自閉症を診断する医師により診断名が異なるように、自閉症の概念はあいまいであり、このことが自閉症対策を困難にしている。自閉症の診断基準をすみやかに決めるべきである。政府の考えをききたい。

(4) 児童精神科医療に従事する医師、看護婦等の養成確保をはかる必要があるが、政府の具体的な方針をききたい。

(5) 児童精神科医が少ない原因の一つは、診療報酬における小児加算に問題があるためであると考えられる。これに対する考えと改善方法についてお伺いしたい。

(6) 現在、精神病院に併設された三ヶ所の自閉症児施設で療育が行われているが、今後政府はどのように療育の場を整備してゆく考えなのか。精神病院に併設の形をとるのか、福祉施設を活用するのか。福祉施設で行う場合、医療の面、教育の面をどうするのか。明年度及び将来の具体的整備計画と、それに伴う財政措置についてお伺いしたい。

(7) 各府県に少なくとも一ヶ所の児童精神科を持つ病院を整備し、診断および治療のセンター的役割をする医療施設を設ける必要がある。現状と整備計画についてお伺いしたい。

(8) 自閉症児を一般児童と接触させながら療育を行う場として、幼稚園・保育所は重要な役割を荷なっている。障害児教育・障害児保育を行う所へ国は積極的な財政援助を行う必要があるが、今後どのように充実させてゆくのか。

(9) 自閉症の研究は、現在、心身障害研究費の異動行動児の療育費のなかで行われている。原因究明と治療体系確立をさらに強化する必要がある。政府の今後の方針をききたい。

二、年長児・者の福祉施設の整備

自閉症児は、いまでは成人期に達するものが多くなつてきている。しかしこれに対する福祉施設はない。

児については、厚生事務次官通達により自閉症児施設が設置運営されているが、年長者についての療育のめやすとなるものはない。

精神病院で大人と一緒に治療が行われるのは自閉症児・者にとつて好ましいことではない。

医療と福祉と教育を保障するためには、どのような施設を整備してゆく考えなのか。

また通園施設の整備についてはどのように考えているのか、お伺いしたい。

三、自閉症研究専門委員会の中間報告について

先に自閉症児・者の福祉についての中間答申が行われ、具体的施策について種々指摘がなされている。政府は実行への具体策を打ち出すべきであると思うが、どうか。考えをききたい。

右質問する。

昭和四十九年十二月二十日

内閣総理大臣 三木武夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員堀出啓典君提出自閉症児・者の早期発見・早期療育体制および福祉対策の確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員堀出啓典君提出自閉症児・者の早期発見・早期療育体制および福祉対策の確立に関する質問に対する答弁書

一、について

(1) 自閉症の診断には、専門的知識と技術が必要

昭和四十九年十二月二十三日 参議院会議録第五号 質問主意書及び答弁書

等が算定できることとなつていたが、昭和四十九年十月の診療報酬の改定において更に再診時における乳幼児加算を新設したところである。今後この問題については、診療報酬の改善の際に検討してまいりたいと考えている。

(2) 心身障害児の診断・判定、診断・判定後の事後指導等については、関係機関の連携が必要であるが、特に自閉症については専門的な技術を要する問題もあるため、今後、例えば児童相談所長会議等で、関係機関の連携強化につき、指示、指導を行いたい。

(3) 自閉症児は、両親を含めた他人との感情のふれあいができず、人や言葉を認知できないということが一般にいわれているが、なお学問的には、原因、症状のとりえ方面で議論のあるところであり、単に行政的に診断基準を定めることは必ずしも適当でないと思われるので、今後学問的研究と併せて検討してまいりたい。

(4) 政府としては医師、看護婦等の医療従事者の全般的な不足の現状に対処するため、現在、計画的にその確保策を進めているところである。

(5) また児童精神科医療に従事する医師の資質の向上を図るための対策の一環として、昭和四十七年度よりとくに、公立病院、精神衛生センター、児童相談所等に勤務する医師に対する児童精神医学臨床医研修会を実施しているところであるが、今後ともこの面で努力してまいりたい。

(6) 自閉症児の態様は区々であり、その態様によつて、医療機関での処遇が適当である者もあり、福祉施設での処遇が適当である者もあることから、両面からの対策が必要と考えられる。

(7) 福祉施設で処遇する場合においても、医療面で条件の整つたところで処遇する必要があり、今後更に検討を進めてまいりたい。

(8) 自閉症児の教育方法については、国立特殊教育総合研究所及び国立久里浜養護学校において実証的研究を行っているところである。

(9) 児童精神科の病床の整備については、病床整備の一環としてその整備計画を有する地方公共団体等に対して、その実情に応じ助成に努めてきたところであり、また国立療養所においても昭和四十九年から難病病床計画の一環として、病床整備を図っているところであり、今後ともこれら施策の充実に努めてまいりたい。

(10) 自閉症児にとつては幼児期に一般児童に接触させることが療育上有効であるといわれているので、本年度から、保育所においては、自閉症児を含む心身障害児をパイロット的に保育所で保育できるよう特別な財政援助を行うこととしたところであり、私立幼稚園においても自閉症児を入園させている場合には教育費の一部を補助し、その振興を図っているところである。

今後、これらの施設の拡充について、努力してまいりたい。

(9) 自閉症の研究は、心身障害研究費のなかで行つていくが今後とも引き続きその強化を図り、自閉症の原因究明、治療体系の確立を目指してまいりたい。

二、について
自閉症の年長者の実態については目下調査が行われているところであるが当面条件の整つた精神薄弱児・者施設で受け入れることを検討したいと考えている。

また、自閉症単独の通園施設は自閉症の療育上適当ではないといわれているが通園による療育・訓練の必要性はあるので、精神薄弱児・者通園施設の利用を検討したい。

三、について
自閉症研究専門委員会の中間報告は、自閉症に關しはじめてのまとまつた報告で、基本的かつ具体的な貴重な意見が述べられており、政府としては、障害児保育の実施、幼稚園での教育等を行っているところであるが、その他の具体的施策については、本委員会が引き続き進めている研究等も参考にしつつ検討を行つてまいりたいと考えている。

当面する中小企業の不況対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月十三日
参議院議長 河野謙三殿
参議院議員 峯山 昭範

当面する中小企業の不況対策に関する質問主意書

昨年来的総需要抑制策とそれに伴う金融の引き締め、浸透により、特に従来から体質の弱い中小企業は、深刻な不況のしわ寄せを受けており、在庫急増、操業率の低下、売上不振及び支払条件の悪化等、まことに憂慮すべき事態となつてい

る。特に繊維産業等においては、不況カルテルの申請や四十パーセント前後の操業短縮を余儀なくされ、さらには人員の縮小など雇用情勢も悪化してきている。

企業の倒産件数も例年になく増加しており、その負債総額においても著しい増加を示している。金融引き締め政策が今後とも堅持されるならば、中小企業がさらに大きな打撃をうけることは避けられない情勢である。

このような事態に対処し、長い間日本経済を支えてきた中小企業の危機を克服するためには、中小企業者の自助努力を重んじながら、これを積極的に援助する政府の機動的、弾力的な施策運営が望まれるところである。このために次の諸点について政府の回答を求めらる。

一、総需要抑制策と景気見通しについて
物価高騰に対処するための総需要抑制策による金融引き締めは、日本経済に深く浸透してきており、その中であつて資金力に乏しく、信用力の低い中小企業の事業活動は停滞傾向がかなり強まつてい

る。そのため売上げ、受注の減少傾向が依然続いており、製品在庫においても、操業短縮による在庫調整にもかかわらず、過剰傾向は一段と強まつてい

る。特に下請け関連企業は親企業からの発注量の大幅削減、取引の一時打ち切りなどを求められており、不況の波をもろにかぶつてい

る。三木新内閣は誕生の際の政策宣明においても、物価安定の実現を強く打ち出しているが、そのために、今後、総需要抑制策をいつまで堅持していくとするのか。さらに当初、十一月に景気は底入れするという予想が行われていたが、現実には、景気回復については悲観的

な見方がある。

一六

な見方をする者が大部分を占めている。政府は来年以降の景気動向について、どのような見通しをもっているのか。

二、中小企業の倒産状況とその対策について

中小企業の倒産件数(東京商工リサーチ調査)は、この十一月に一千二百三十三件と、四十三年三月の一千九百九十六件に次ぐ戦後二番目の数字を記録、十月に続いて、一般に危機ラインといわれる一千件を突破し、年間倒産件数は史上最高の一万二千件前後に達すると見られている。また、負債総額においても、一件あたりの負債金額においても、大型化傾向を強めている。このような現状に対し、政府はどのような施策をもつて対処しようとするのか。

三、金融対策について

繊維・建設業をはじめとして、ほぼ全業種にわたって不況が深刻化しており、政府はそのため、年末の緊急融資対策として七千億円を追加したが、そのうち、二千五百億円は第一、第二・四半期に先食いをした形になっており、実質的には、決算、ボーナス資金等、年末季節資金の需要時期にあたる第三・四半期においては、四千五百億円である。しかし、景気回復の気ざしもない現時点では、これだけでは中小企業者にとっては十分な対策資金量とはいえない。よって政府は次の諸点について、そのすみやかな実現をはかるべきではないか。

1 政府関係中小企業金融三機関の第四・四半期貸出枠をさらに増額すること。

2 経営が著しく圧迫されている中小企業者に対して、既往債務の償還をできるだけ猶予すること。

3 都銀、地銀、信託銀行の民間金融機関による「中小企業救済特別融資制度」の融資枠等について、その運用を機動的に行うこと。

四、輸入急増対策について
繊維業界にあつては、消費者の需要減退や発展途上国からの製品輸入の急増により、自主操

短、減産態勢をとらざるをえなくなつたが、それには自ずと限界がある。よって、政府は次の諸措置をとるべきではないか。

1 従来、輸入に関しては、統計が不備であり、特に先行指標となるものがないという現状にかんがみ、早急に輸入統計の整備をはかり、きめ細かな実態を把握すること。

2 「秩序ある輸入」体制の概念を明確化するとともに、現在行っている行政指導を強めていくこと。

3 輸入貿易管理令による数量等の規制や、関税率法による関税面からの規制などについて、弾力的運用をはかること。

五、下請関連中小企業対策について

不況が今日のように長期化してくると、親企業による下請中小企業への締めつけは以前にも増して厳しさを加えており、親企業からの支払現金比率の低下や手形サイトの延長などにより、下請け関連中小企業は「イモづる式」に連鎖倒産をおこすことにもなりかねないので、下請代金支払遅延等防止法による取り締まり体制の強化をはかるべきではないか。

六、小企業経営改善資金融資制度の拡充について
中小企業のうち、その大部分を占める小規模企業は、一般に企業体質が弱く、大企業との経営格差が著しいこと、環境の変化に適応することが困難であること等、経営上の困難性において共通の問題をかかえており、これら経済変動に対処して経営改善を図る零細小企業者に対しては、無担保、無保証の融資制度を拡充、改善する必要がある。よって、政府は早急に次の諸点の実現をはかるべきではないか。

1 貸付限度額を現行二百万円から大幅に引き上げること。

2 貸付期間を延長するとともに、貸付利率においても小規模企業者の負担が過重にならないよう配慮すること。

3 四十九年度融資枠(一千二百億円)を大幅に

拡大すること。
右質問する。

昭和四十九年十二月二十日

内閣総理大臣 三木 武夫
参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員山昭範君提出当面する中小企業の不況対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山昭範君提出当面する中小企業の不況対策に関する質問に対する答弁書

一、について

最近の経済情勢をみると、総需要抑制策の効果の浸透等により、物価は鎮静化の方向にある一方、経済活動は、生産、出荷、在庫の動向にみられるように停滞傾向が続いている。

しかし、エネルギー・コストや資金コストの大幅な上昇等コスト要因の波及的影響も懸念されるため、物価の先行きには、依然として警戒を要するものがある。このようなコストの上昇が安易に価格に転嫁されることのないよう当分の間引き続き総需要抑制策を堅持する必要がある。

ただ、失業、倒産の急増等を回避するため、総需要抑制策の枠内で、個別的に、きめ細かい配慮を払つてまいりたい。

今後の景気動向の見通しについては、現在の総需要抑制策を前提としても、本年度後半には、在庫調整が進展する中で、消費需要、公害防止関係、基礎資材関連を中心とする投資等が増加し、経済は緩やかな回復を示すものと思われる。

また、五十年度の経済見通しについては、現在政府経済見通しを作業中であり、現時点では、まだ最終的に固まつていない。より具体的な経済の姿については来年度予算の政府原案を作成する段階で固めてゆくこととしたい。

なお、政府としては、次のような基本的な考え方に基づいて、当面の経済政策の運営に当たつており、五十年度経済見通しの作成においても事態の推移を見守りつつ、このような事情に充分配慮してまいりたい。

(1) 総需要抑制策を堅持し、物価安定を政策の最優先課題とする。

(2) 石油問題をはじめとする国際情勢に注目しつつ、失業、倒産等の産業活動の停滞に伴う社会的摩擦に対しては機動的に対処する。

(3) 供給力制約の下にあつて、できるだけ早期に経済を長期安定路線にソフト・ランディングさせるため、慎重な経済運営に努力する。

二、について

総需要抑制策の浸透に伴う中小企業の現状にかんがみ、従来から政府関係中小企業金融機関について貸出枠の拡大、中小企業信用保険法による倒産関連保証の特例制度の活用等の金融措置と併せて下請中小企業については、親企業に対して、代金支払の適正化等の指導を徹底するなど所要の措置を講じてきたところであるが、今後とも適切な措置を講じてまいらる所存である。

三、について

1 政府関係中小企業金融三機関の下期貸出枠に対しては、先般(十一月八日)貸出規模で七、〇〇〇億円と極めて大幅な追加を行ったところであり、この措置により、中小企業向け資金の融通の円滑化を図つてまいりたい。

2 政府関係中小企業金融三機関においては、これまでにも経営状況が著しく悪化している中小企業に対し、個別企業の実情に応じ必要と認められる場合に、適宜弾力的に償還猶予措置を講じてきたところであるが、更に先般(十一月八日)、年末を控えて中小企業の資金繰りが一段と厳しさを増している実情にかんがみ、なお一層弾力的に配慮するよう指導したところである。

昭和四十九年十二月二十三日 参議院會議録第五号 質問主意書及び答弁書

3 民間金融機関による「中小企業救済特別融資制度」は、本年一月に設定以来積極的に発動されており、これまでにネオン・都市ガス・繊維・建設・機械・木材の各業種に対して融資が行われているほか、連鎖倒産防止のためにも機動的に活用されている。今後とも制度創設の趣旨に即して積極的に運用するよう指導してまいりたい。

四、について

1 繊維輸入に関する統計については、現在、次の二点について統計の改善を図っている。
第一は、輸入インボイス統計の拡充である。この統計の目的は、繊維輸入の細分類の統計を整備することである。現在、四十九年一月以降の統計の整備及び分析をさかのぼって行っているところであり、今後とも継続的に統計を整備していく所存である。

第二は、輸入成約統計の創設である。この統計の目的は、外国企業と我が国輸入業者との繊維品の輸入契約状況を早期に把握することにある。本制度は、四十九年十二月以降、関係輸入業者、約三百社を対象に実施しており、対象品目に係る全輸入に対する調査対象企業の輸入の割合は、品目によっても異なるが、輸入金額の実績からみて、七十・八十五パーセントに達しており、成約の翌々月初めまでに統計が作成されるので、有力な先行指標になりうると判断している。

2 秩序ある輸入とは、長期的にみれば、産業構造の望ましい方向への変化に即応して安定的に増加する輸入をいい、短期的にみれば、国内の需要動向に見合った適正な輸入をいうものと考えられる。

無秩序な輸入は、国内関連業界、ひいては消費者にも大きな影響を及ぼすこととなるので、政府としては、従前から前記の輸入統計の拡充、整備に加え、問題のある品目については、輸入業者等に対し、所要の指導を実施

するなど秩序ある輸入体制の整備に努めてきている。最近の輸入動向は、国内不況を反映して、沈静化の傾向を強めてはいるが、今後とも輸入動向を迅速に掌握する体制を一層強化し、要すれば、行政指導を強化することを検討することとする。

3 輸入貿易管理令又は関税定率法の運用による輸入規制措置の発動については、(1)現在の国際経済情勢下では、他国の輸入制限導入の統廃等のひきがねになるおそれが多分にあること、(2)それだけでなくOECD(経済協力開発機構)、IMF(国際通貨基金)等におけるこれまでの経緯との関連で、国際関係上非難を受け、あるいは、対抗的措置を受けるおそれがあること、(3)輸入制限の連鎖反応が生じた場合、それにより最も強い打撃を受けるのは、ほかならぬ貿易立国の立場にある我が国自身であること、(4)主たる輸出国である近隣の発展途上国との政治的、経済的関係の悪化が予想されること等、我が国の通商貿易政策上極めて重要な問題を生ずることとなる。また、我が国繊維産業自体としても、輸入規制措置が及ぼす利害得失を、その長期構造的観点から十分検討する必要がある。したがって、輸入規制については、他の国内措置により対応しうるか否か等も含めて総合判断のうえ慎重に行う必要がある。

五、について

下請代金支払遅延等防止法の運用については、これまでも支払の遅延、割引困難な手形の交付等を防止するため、親事業者に対する監視を強化してきたところであるが、今後とも親事業者の下請代金の支払状況調査の増強等同法の厳正なる運用を図ることとしたい。

六、について

小企業経営改善資金については、昭和四十九年度において、貸出規模の大幅拡大(昭和四十八年度三〇〇億円→昭和四十九年度一、二〇〇

億円)、貸出限度額の引上げ等その改善を図るとともに、貸出金利についても、一般金利の大幅な引上げの中にあつて、その引上げ幅を小幅に止める等特段の配慮を払ってきたところであるが、今後とも、その実態を見極めながら十分検討してまいりたい。

定価 一部五十円

(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂三丁目二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)